
平成21年6回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成21年9月15日(火)

1. 議事日程第3号

平成21年9月15日(火) 午前10時開議

- 第1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第2 追加議案の上程
 - 第3 町長の提案理由の説明
 - 第4 追加議案の質疑
 - 第5 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第2 追加議案の上程
 - 日程第3 町長の提案理由の説明
 - 日程第4 追加議案の質疑
 - 日程第5 一般質問
-

出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10 番	清藤一憲
11 番	江藤徳美	12 番	秦時雄
13 番	日隈久美男	14 番	後藤勲
15 番	片山博雅	16 番	藤本勝美

欠席議員(なし)

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 小 川 敬 文 議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 威 彦	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	松 山 照 夫
財 政 課 長	帆 足 博 充	地域力創造課長	河 島 広太郎
税 務 課 長	帆 足 一 大	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	横 山 弘 康	建 設 課 長 兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宿 利 博 実	商工観光振興 室 長	湯 浅 詩 朗
水 道 課 長	村 口 和 好	会計管理者兼 会 計 課 長	麻 生 太 一
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大 蔵 順 一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野 田 教 世
わらべの館館長	中 川 英 則	行 政 係 長	山 本 恵一郎

○議 長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対して、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力をお願いします。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しており、直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議 長（藤本勝美君） 日程第１、日程の変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長（清藤一憲君） 皆さんおはようございます。

９月１０日、町長から追加議案の申し出がありましたので、本日９時３０分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について報告いたします。

議案第９５号、玖珠町教育委員会委員の任命について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。

その結果、追加議案第９５号は、議案の性格上、本日の日程で上程及び議案質疑まで行い、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思います。

なお、議会閉会日に議員発議が予定されています。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） ただ今、議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第２ 追加議案の上程

○議 長（藤本勝美君） 日程第２、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第９５号について本日の日程の中で上程及び議案質疑まで行い、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第９５号は、上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。小川議会事務局長。

○事務局長（小川敬文君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第９５号 玖珠町教育委員会委員の任命について

以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議 長（藤本勝美君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） おはようございます。

本日は一般質問でございますが、追加議案の上程のため、日程変更をご配慮いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、追加議案について提案理由を申し上げます。

お手元に配付しております追加議案集の1ページをお開きください。

議案第95号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてでございます。

玖珠町教育委員会委員の帆足和彦氏の任期が本年9月30日をもって満了するため、その後任委員に宿利歌子さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴については別紙記載しておりますので、ご参考いただきたいと思います。

以上、教育委員の選任について議員の皆さんのご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第4 追加議案の質疑

○議 長（藤本勝美君） 日程第4、追加議案の議案質疑を行います。

追加議案議案集1ページです。

議案第95号、玖珠町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これで議案第95号の質疑を終わります。

日程第5 一般質問

○議 長（藤本勝美君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は5名です。

よって、本日15日1日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いします。

最初の質問者は、6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） おはようございます。議席番号6番河野博文です。

平成21年第6回玖珠町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、議長のお許しをいただきまして一問一答形式、方式で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう皆さんもご承知のとおりでございますが、8月の30日には、自民党から民主党に政権が替わるという大きな選挙もございまして、これからはどんどん政治のやり方、内容につきまして変わっていく、変革が起こるのではないかなと、どういうふうな形になるかそれによって地域社会において我々地方においてどのような捉え方をすればよいのか、本当に難しい状況が起こってくるのではないかなと思っております。

今日、新聞でしたかちょっと拝見したんですけど、玖珠町におきまして、山浦の方で養鶏企業が規模を拡大するというような、まあこの厳しい状況の中にもありまして、いい話があったんじゃないかな、また、そこにつきまして雇用がまた新しく何人かされるということで、よかったんじゃないかなというふうに思っております。

また、今日はですね、通告で2点ほど上げております。1点目の方なんですけど、町内の活性化対策についてお聞かせ下さいということで書いておりますが、まちづくりをするということを含めてですね、考えていただきたいというふうに思っております。特に資料を提出するようなことはございませんので、よろしくお願いいたしますというふうに思っております。

最近、玖珠町においても、今日もそうでしたけど、わらべの館で古本等を利用してですね、活動する、最近、わらべにおきまして、今年に入りまして、おひな祭りに関してお雛様、それから七夕への取り組みとか、いろんな面で活発な活動ができて、それなりのわらべの館の活動というものがうまくできてるんじゃないかな。また、メルサンホールにおいてもいろんな文化講座、講演会いろんなものができてですね、私が感じている中では以前よりも前向きに進んできているんじゃないかなということで、積極性というか、そういうのがちょっと見えてきてるんじゃないかなというような気がします。私も、今、文教民生委員という立場で社会教育の方に携わっております。この前から幾つかの研修会、勉強会等に行ってきましたが、その中で、やはり各自治コミュニティ、公民館活動を通してですね、やはり地域の考え方を反映していくということをいわれております。

その中で、玖珠の場合、大きく分けまして森、玖珠、八幡、北山田という自治会館を中心に進められておりますが、そちらにつきましても、今後のですね、厳しい状況であると思うんですが、活動につきまして、どのように積極的に進められていくのか、町としてですね、ちょっとお話を聞かせていただきたいなと思っております。まず1点目です。

○議 長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 河野議員にお答えをしたいと思います。

確かに、今、現実には少子高齢化が進む中で、活性化というのは、永続的に活性化をするというの

はなかなか難しい問題があり、大きな課題であろうと私は思っております。各自治区に活性化と申しましても、多様な分野があるわけですから、例えば地域農業をどうするとか、商業をどうするとか、産業の再生をどうするとか、活性化策をどうするとか、高齢者の安心生活の創造というか、高齢者の皆さんが安心して住める地域づくりをどうするのかとか、生活の利便性、これは安心生活を支える地域交通の再生というふうに私たちは言っておりますが、その面をどうするのかとか、地域文化、それから景勝地の保全とか保存、それを地域づくりをどう考えるのかとか、もう一つひとつを上げれば大変多くの問題を持っておるわけであります。

最終的には、地域住民が、誰もが私の地域に住み、この地域に住んでよかった、そういうふうに実感できるような地域づくりに結び付けていかなければならないわけですが、現実には、各自治区においては少子高齢化が進んでおります。過疎化も進んでおります。多くの問題を抱えておるわけであります。その中で地域づくりをどういうふうに考えていくかというご質問であろうと思います。

町としましては、地域の再生、活性化をいろいろな面からサポートする、また支援をしていくというふうを考えているところであります。とにかく地域の皆さんが総参加による地域づくり、その地域づくりを考えてもらいたい。それを行政はサポートしていくという強い意思を持って取り組んでいきたいと思っておるところであります。詳しくは、担当課長より回答させます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 河野議員さんの地域コミュニティのご質問について、お答えをさせていただきます。

地域コミュニティは、地域の伝統文化の継承、発展、生活に密着した各種地域活動の推進などに、まさに地域活性化のための拠点となる組織だというふうに認識をいたしております。町といたしましても、組織運営、それから活性化施策を支援するために資金的な支援をしているところでございます。

議員もご承知のように、地域コミュニティ組織の発足時に、活動資金としてそれぞれ約1,000万円を支援いたしておりますし、町では「童話の里元気プロジェクト支援基金」を創設しまして、童話の里コミュニティ推進事業として地域活性化の取り組みを支援をしているところであります。

このほか、農林業の関係を軸とした地域づくりや地域活性化については農林業振興課、それから、地域観光振興、商工振興等につきましては、商工観光振興課が様々な事業を展開しながら取り組んできてるところでございますので、全体的な視野で、議員のご質問に各自治区における活性化ということについて簡単にお答えをしますと、町内には約300近い自治区がありますし、世帯数も100世帯を超える自治区もあります。それぞれ異なる地域にある土地柄や、これまで培ってきた歴史、文化などから、地区に限定した活性化というテーマでは若干お答えしかねる点がありますので、地域をどうするかという点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

最近では、近隣集落が一つになって活動をしているという例も見られます。地域の助け合いを強固にしながら、信頼の絆を深めていくことも大切であるというふうに感じているところであります。ま

た、ボランティア活動にとどまらず、経済効果を求める活動も重要であるというふうに考えております。活性化のテーマ、テーマはそれぞれ抱える課題をどのように克服し、将来目標を達成できるかであろうと思いますし、住んでよかったというふうに実感できる地域づくりであろうかというふうに思います。

地域活性化の取り組みにつきましては、町から各コミュニティを通じまして様々な情報を流していくとともに、相談や説明についても、地域コミュニティ組織を通じて私どもの地域力創造課の方にご連絡いただければ、またご説明なりにお伺いをしたいということは考えております。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 河野博文君。

○6 番（河野博文君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

公民館活動と自治コミュニティがちょっとごっちゃになるところがあるかもしれないんですけど、研修会等に行きましてですね、やはりそこを拠点にしたまちづくりというのは、最近盛んになってきているような気がするんですよ。その中で、そういうところでコーディネートする人、そういう人づくりというところが結構大事な部分があるんじゃないか、その一部の人の考え方になるかもしれませんが、結構そういう人たちが町を引っ張っていくというか、その地域を引っ張っていくというか、そういうのがですね、すごいその地域のパワーになってくるんじゃないかなというふうに思っております。

私、以前にも言ったことがあるんですけど、町としてですね、滋賀県の長浜という町があります。そこ黒壁の町なんですけど、観光協会等すごい立派にされてる町があるんですよ。そういうところにですね、日田市とか臼杵市なんかは、1年間かけて人材を送り込んで、そして観光行政に詳しいパーソナリティとかそういう人をつくって、町に帰らせて観光面、またいろんな観光協会等ですね、等の場所で働くことをね、するようなことをやってる町もあるんですよ。

玖珠町の場合も、緊急雇用でたくさん人を雇用されてると思うんですけど、できたらそういう予算の中で1年ぐらい、ちょっと気長になるんですけどね、そういう町で実際頑張られているというところに行ってもらって、能力をつけてもらうというか、今後、玖珠町のためですね、後から考えたら、その時はお金ちょっとかかったかもしれないけど、良い人材ができてまちづくりに対してはいいんじゃないかなというようなことを言われるようなことが、実際にできればいいんじゃないかなというふうに思っております。

また、先ほど申しましたように、メルサンホール、それからわらべの館での活動が本当に活発になってきているんですけど、これをですね、やはりほかの自治会館、コミュニティ、そういうところとうまく連携して、まだまだ、1年中担当の方では忙しくなるような状況が起こるかもしれませんがですね、指導的立場に立ってそういうことをされたらどうかなというふうに思っておるんですよ。そういうところの人材づくりに関してですね、何とか考えていただけないかなというふうに思っているんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） ただ今、河野議員さんのご質問でございますが、人材育成のために、先進地に人を派遣して人材育成をやったらどうかということでございますが、この事業は、以前は、労働省の中にもこういった事業がございまして、1年間ぐらい派遣して専門家を育てて、また町に帰って、街なみとかでまた開店なりをしてもらおうというような事業もございます。

玖珠町では、議員もご承知のように人材育成基金というものもございますので、そういった面でいろいろと研究をしながら、人材派遣できるかどうか、そういったものもわかると思いますので、研究しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、各地区コミュニティとの連携でございますが、コミュニティは、私どものコミュニティ組織が私どもの地域力創造課の今年から所管でございます。できるだけ、館長会議、それから会長、館長会議等を開催しまして、連絡が取れるように、連携が取れるようにということで会議も開催をしているところであります。大体以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 個々のコミュニティを中心とした考え方、取り組み方を活発にしてもらいながらですね、やはり町の方におきましては、町全体を考えたまちづくりの観点から、そういうところは進めていってほしいなというふうに思っております。

また、次に、そのことはその辺までにしまして、次にですね、活性化、それから先ほど出ました中で、少子・高齢化とかいうようなことも関連してまいりますので、その辺ちょっと話をさせてもらいたいんですけど、先日、玖珠町の文教民生委員会の方と幼稚園との懇談会をしてほしいということで、保育園、すみません保育園です。保育園の園長さんたちを中心として会議がありました。そのときに出了のが、玖珠町の保育料が県下でトップレベルというか、高いというか、一番高いところにあるということを聞いております。資料も見せてもらったんですけど、なるほど高いなというところがあるんですけど、やはり子育て支援とか少子・高齢化のために、いい子どもさんたちを育てるためにもですね、やはりその辺はやはり親の方の負担がかからないようなところを、やはりまちづくりをする中で、してっていく方がいいんじゃないかなとかいうふうに思ってるんですよ。特に玖珠町が大分県で一番高かったというのは、ちょっと意外だったんですけどね、その辺につきましても、できるだけそういう負担、親の負担が軽減されるようなことを、もしあれだったら考えられないかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 保育園の保育料に関しましては、現在、保護者の方、それから家族の構成による所得等で、それぞれの階級によって保育園園児の、それから園児の年齢、それ等で一応決めておりますが、言われるように、高めではあるかもしれませんが、実際にはその率に合わせて考慮させていただいてます。

今後、今考えて検討中ではありますが、それは滞納に係る現状は、果たしてどのランク、どのレベ

ルで滞納に至っているとか、個々の把握をしながら、総体的に保育料のことを考えていきたいと思っています。検討課題ではございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 私もよくわからなかったのですよね、資料があればということで、資料を出させてもらいました。今、保健課長さんが言われるように、確かに段階がいろいろあります。でも、玖珠町の段階、後でこれは見てもらっていいんですけど、全ての段階において玖珠町が高いんですよ。どれ一つ取っても安いというところはありません。その辺よく考えられていってほしいなというふうに思うんですけど、もう一度、こういうことに対しての支援というか、町の応援というか、他市町村と比べて、もう実際高くてもやっても、安ければやっていかれないという状況なのか、それとも、今やはりですね、いろんな面で子ども、子育てするのに、親が骨折らないようなふうにはやっていこうというような政府の施策、また、今度民主党になりまして、特にそういうのを進んでくると思うんですけど、各、先ほどの中のコミュニティの中に、子育てする、子ども達を預かるような場をつくるとかいうようなこともありましたけど、実際通われている園児たちが、園児の家庭がなるべく骨折らないようなというところ、やはり配慮すべきではないかと思うんですけど、その辺の考え方について、もう1回お願いしたいんですけど。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 県下の資料、どのような資料だったかよくわからないんですが、なべて全部が低い、高過ぎるわけではないんで、一番先ほど申し上げましたように、所得に応じて区分を分けてるその区分の段階で、いささか考える検討の余地があるレベルはございますので、その件に関しては、もう少し検討させていただきたいとは思っております。

ほかの手当等も一緒に、総体的に子育てというのはされてますので、そういったものも一緒に考えての考慮、検討にさせていただけたらと思ってます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） この資料はですね、大分県の保育園協議会の青年部というところが調べたらしいんですけど、確かに今言われましたように、段階、それから所得制限等がございまして。一応これ見る限りですね、全てにおいて高いのは間違いないと思いますので、その辺はこれから先考えていってほしいなというふうに思っております。

それではですね、次に、2番目の中小・個人事業者に対しての経済支援策ということに入りたいと思います。金融支援策ということでございます。

これにつきましては、先日、商工観光振興室の方に、日田市が取り組んでおります、「中小企業振興資金特別融資制度」という内容の資料を渡させてもらってるんですけど、日田市の方では、やはりこの緊急事態のために売上げが減少している市内中小企業者を対象に、保証料と3年間の利子を補助す

るという「中小企業振興資金特別制度」というのを創設しております。

ほかにですね、この場合、ほかに大分市、別府市、佐伯市、ほかの市町村、市におきましても自治体独自の融資制度ということで、保証料を各自治体が賄うというか、そういうような取り組みで実施されているところがあります。日田市の場合は、特にこの保証料プラス利息についても日田市が持つということで、金額にしまして100万から1,000万以内ということですが、この制度によりまして600ぐらいの中小企業がこの融資制度を活用されているそうです。それによりまして、本当にこの急場をしのげたとかというような企業もたくさんあるということを聞いております。

商工観光室の方にその資料を出しましたんですけど、そういうような金融支援策というか、そういうことにつきましても、玖珠町においても何らかの形で中小企業者を応援するような施策はできないかなというふうに思っておりますけど、その辺につきましてよろしくお願いいたします。

○議 長（藤本勝美君） 湯浅商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（湯浅詩朗君） それでは、河野議員のご質問について少しご説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、金融支援策といいますと、融資と保証の2種類があるというふうに考えております。現在のところ、玖珠町におきましては、自治体独自のこの融資制度あるいは保証制度についてはございません。ただ、県内の、先ほど少しいただきましたが、状況を調べておりますので報告をさせていただきますというふうに思います。

大分県内の自治体では、国東市、由布市、豊後大野市、竹田市の4市と、玖珠町、九重町、日出町、姫島村、この4町村を除く10市において、何らかの形でこの中小企業向けの融資制度が実施をされております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 先ほどちょっと話の中に出したんですけど、そういう支援策というか融資制度を行うことによってですね、厳しい状況を乗り越えられた企業がかなりあるということを聞いております。そういうところにつきまして、町の方としても、こういうことに対しての今後取り組んでいこうとか、中小企業を助けていこうとかいうような施策を考えられるようなことがございますでしょうか。

○議 長（藤本勝美君） 湯浅商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（湯浅詩朗君） それでは、昨年、秦議員のご質問の中でセーフティネットの事例について少し説明させていただいたんですが、それ以後の玖珠町のセーフティネット、これは保証になります、これについて少し具体的な内容でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

このセーフティネットは、政府の緊急経済対策により、従来の適用要件、これは3ヶ月の売上げを前年と比較しまして減少率がどうかということですが、これが5%から3%に緩和され、また、それ以前の業種は545あったんですが、昨年の10月31日以降、この業種も現在におきましては781業種に

拡大をされて、殆どの事業におよそ適用されるというふうに考えております。認定期間は昨年10月31日から来年の3月31日までということで限定になっておりますが、これは先ほど言いましたが、売上げを3ヶ月間前年と比較するという点におきましては、既に事業を1年以上実施しているということが条件になっております。

昨年の12月に秦議員のご質問にお答えしたときは、その当時、16件の申請がございました。通常の年ですと、玖珠町は10件程度なんです。この制度が始まりましてから8月31日までの間にこの申請をいただいた件数は152件で、金融機関への未提出等もあるんですが、実質、大分県の信用保証協会が承諾した件数が128件で、承諾額が13億6,985万円。1件当たりの保証におきましては、大体1,070万円平均でこの保証を行っております。

次に、融資制度の方につきましてですが、これ議員もうご存知と思いますが、商工会を經由しての融資につきまして、2種類主に活用されております。まず、商工会の貯蓄共済に加入された方が融資を受けられる、これはちょっと平成20年度実績になりますが、8件で、1件当たりが大体360万円、それともう一つ、日本政策金融公庫融資、これは平成20年度の実績で23件、1億2,380万円、1件当たりが540万円になりますが、この政策金融公庫の融資につきましては、商工会会員以外の方も一般金融機関で受けられる融資であります。

特徴としましては、セーフティネットのように前年との比較等がございません。そのために、例えばチャレンジショップ、空き店舗対策、あるいは女性や30歳未満の方、また50歳以上の方で新たに創業される方、ほかに事業展開や経営の多角化等を目指す方が利用しやすいようになっております。

町村といたしましては、この独自の保証、あるいは融資制度を実施しますと、その金額を賄うために、大体一般財源の中からその融資枠総額の10%程度の事業費が必要になるかというふうに考えております。また、それに併せまして、預託金はその全体の5分の1程度になります。日田市の事例でご紹介いたしますと、大体1事例当たりが700万円を想定し、事業所としては571を想定しております。全体、全体の合計融資額としては37億2,000万円を日田市としては予定しております。それにおきまして、預託金、先ほど言いました金融機関におきます預託金につおきましては7億4,000万円、で全体の保証と利子補給につきましての全体的な予算額は3ヶ年間、これは3年間の利子補給ということでしたので、債務負担を含めまして3億6,500万円、大体全体といたしましては、その全体融資額の10%程度の予算が必要になるかというふうに考えております。

町村といたしましては、この莫大な預託金等の捻出等がなかなか厳しい関係で、現在のところは設置の予定はありません。ただ、今後は、ほかの自治体や町内の動向を見極めて検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 今、詳しく説明いただきましたけど、日田市に比べてですね、やはり玖珠の経済というか、やはり玖珠町自体考えたときには、やはり日田市の3分の1ぐらいの費用は必要かな

というふうに思っております。大分県の中でも、日田市は、特に利子まで補給するというか、補助するというか、本当に力を入れて事業者を応援してるようなところが見受けられます。玖珠町はその日田市に比べて小さいところもありますし、大変なところもありますが、昨年から行われている、セーフティネットの関係プラスですね、こういう特別な融資制度というのを考えられておりますので、ここまでいなくても、玖珠町でもできる範囲のことはこれから考えていかれたらどうかというふうに思っております。

それでは、次に、地産地消の徹底ということでございます。

これは、今年、北山田の小学校、それから総合運動公園等で、いろいろ各団体より町の方に請願・陳情とかいうふうな形でまいってきて、それに対応されまして、玖珠町の方としても、地場の企業、地場の事業者等が活かせるようなことを考えられていると思うんですよね。本当にそれについては良かったなというふうに思ってるんですけど、できたらですね、やはりこういうのは、そういう団体とか事業者が町、議会なりをお願いにあがるというか、請願に来る、そういうようなことをしなくても、町としては対応できます、地元を大切にします、地産地消しますとかいうようなことを、もう一回一回お願いにあがらなければならないというようなことは、じゃなくて、もう自然にそういう形になっていくというか、そういうところをやはり確立してほしいなというふうに思っております。その辺についての考え方というか、これからについてのやり方につきまして、町長の方の考えございましたらお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議 長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 河野議員のお答えさせていただきます。

勿論もうこの町の活性化のために、町の予算については、極力地産地消でいきたい。それはもうどの財政の対応にしても、それから各事業課にしても、そういうふうに話をしておりますので、そういう形で進むと思っております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 是非積極的ですね、この辺については取り組んでいただきたいな。今は公共事業のことにに関して申し上げましたが、町で利用されるいろんなことにつきましても、できたら、できるだけ町内の事業者で賄える分は町内の事業者でやっていってほしいなというふうに思っております。

また、飲食等につきましても、できるだけ地元の方を使っただいて、やはり地元で発生するお金につきましては地元で落としていただくというか、そういうふうなところまで積極的にですね、取り組んでいってほしいなというふうに思っております。

大変厳しい時期にはなるとは思いますけど、今後の町のやり方につきましては対応が大変じゃないかなというふうに思っております。政権も替わってきましたし、一番最初申し上げましたように、いろんな面で変化が求められてると思うんですよね。そういうときに、いかに早い対応ができるかという

のが、町にとっても大切じゃないかなというふうに思っております。

最後になりますが、町がいろんな面で、自分としてはまだまだ遅いところがあると思うんですね、特に、もう何年も前から言っていましたけど、電子入札の件につきましても、よその地域より2年遅れた、パスポートの件につきましても1年遅れた、いろんな面で町の取り組みが遅いところが見られるんですね。で、これから先、いろんな変革が起こる中で、即対応できるような体制がある方がいいと思うんですけど、その辺につきましても対応の仕方について、執行部の考え方を聞かせてほしいなというふうに思っております。

○議長（藤本勝美君） 答弁者、太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 河野議員の質問にお答えをいたします。

今、いろんな河野議員から示唆に富むアドバイスなりご助言をいただきました。そういった中で、例として、パスポートの権限移譲の件、電子入札等の件等々が今、お話がありましたけども、玖珠町の方も、今、一生懸命新しいまちづくりに向かって、今後10年間、計画に向けて検討をいたしてるところであります。いままで、パスポートにしても、電子入札にしても、私が昨年12月に玖珠町に着任した後の印象でありますけれども、物事の進め方として、職員の皆さん方が慎重な検討をされるというふうな印象を持っております。で、いろんな検討過程でいろんな問題をクリアにしながら、結果的には、1年2年遅れて結果としてはなっておりますけれども、きちんと対応してるというふうな状況がございますので、ほかのところもあれですけども、玖珠町の方は、慎重の上にも慎重というふうな事柄に当たる、検討課題に当たる対応というふうなことがされているというふうな状況であります。

ただ、議員ご指摘のように、いろんな変化が今後出てくるというふうな時代になった場合、今言ったような、議員の指摘された側面というふうなことを機敏に対応するというふうな側面も必要になってくるかと思っておりますので、今後そういったことにも留意しながら、町の行財政の運営というふうなことを行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） わかりました。本当にこれからですね、やっぱり地域、地方を引っ張っていくリーダーというのは、本当に大事な仕事が次々出てくると思います。その辺の対応を含めて、素早い対応ができ、また、早いからいいというものではないかもしれませんが、いい結果が早く出るようなふうですね、取り組んでいってほしいなというふうに思っております。

若干、通告内容よりちょっと飛躍したところもありましたけど、お許しいただきまして、この辺で一般質問を終わります。今日はありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 質問は終わられたんですが、先ほど、通告外の質問がございまして、保育料の件で、手元に資料がございませんでしたのでお答えが抽象的でございましたが、県の、一斉に各18市町村の保育料の一覧表見ますと、決して玖珠町は突出して高いわけではございませんで、むしろ、平均からしますと、区分で見るとかなり低いところに推移してます。高いところだと、区分

の高い位置に、段階では若干平均よりも少し高めにはなっておりますが、できるだけ皆様のご要望に沿うような、所得に関する考慮はこの辺でしているということを、追加して説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 皆さんおはようございます。8番宿利俊行です。

平成21年第6回定例会において一般質問の機会をいただき、誠に光栄に思います。議会議員が一般質問をすることは極めて当たり前のことでございますが、3月、6月と、二度ほどパスをしております、久しぶりのような気がいたしております。

さて、過ぐる8月30日に行われました衆議院選挙において、歴史的な政権交代がなされたといわれています。私ども地方自治体においても、好むと好まざるを得ず少なからぬ影響があるものと思います。新政権の運営の推移を見守りながら対応をせざるを得ません。

ときに、後藤町長におかれましては、就任し早1年が過ぎました。前任者の積み残し事業などに翻弄されつつ、着実に約束を消化されていることによりご同慶の至りでございます。これからも多少の障害が降りかかってくることも考えられますが、勇気を持って町民のために頑張ってもらいたいということでございます。

また、昨日はみつせ鶏生産加工会社ヨコオの進出協定調印式が県で行われました。町長は、町が進める安全・安心の食料供給基地づくりの柱になるものといわれております。この間ご協力をいただきました関係者の皆様方に、心から敬意を表する次第でございます。

さて、前置はこの程度にいたしまして、通告に従いまして、議長さんのお許しをいただき、一問一答で行いますのでよろしくお願いします。

質問の第1は、B & G海洋センターについてお伺いします。

イ、指定管理者制度の導入を考えられないか、ロとして、年間の利用状況について、ハ、冬期間の暖房機器はどのように管理しているか、以上、イ、ロ、ハについてお尋ねをいたしますが、本町は平成17年から行財政改革に取り組んでおります。本年がその最終年度と思います。あえて指定管理者制度の導入ということですが、例えばお隣の旧天瀬町や耶馬溪町では、既に町村合併と同時に指定管理者制度を導入し、合理的に運用がなされています。同じ施設でありながら、本町は未だ町が維持管理をしているが、新年度から導入する考えはないか。

年間の利用状況を見れば、体育館はそれなりに利用されているが、プールの方は台風被害で災害復旧という形で大改修をされました。本来、災害復旧は原形復旧が建て前とされているが、暖房施設などを設置し、周年利用を謳い文句に、莫大な金を打ち込んでおことはご案内のとおりです。リニューアルオープンをしましたのですが、計画の甘さとでも申しますか、一度利用されただけで、その後中止をしていると聞いています。まさに税金の無駄遣いとかいいような気がしますが、冬期

間の再館の考えはあるか、もし再館の見通しが立たなければそのまま放っておくか、それとも再利用に向けて売却などは考えられないか、なかなかこれは難しいことと思います。

いずれにしても、私は、当時この施設の、特に暖房施設については過大工事であるというようなことを指摘いたしております。このままの状態では負の部分になりかねないが、どういうふうなお考えか。

以上、イ、ロ、ハについてお聞きいたします。

まず、イについては町長からご答弁を願います。

○議 長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 宿利議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度の導入を考えられないかとのご質問のお答えですが、今のところ考えておりません。

もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） それではですね、今のところ考えてないけど、検討事項だということでもいいでしょうか。

検討事項ということでございますので、確認をいたしておきます。

次に、ロ、ハについてご答弁を求めまして、答弁の内容によっては再質問いたします。

○議 長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 宿利議員さんのご質問にお答えいたします。

お答えする前に、昨日県体が終わりました、議員の各位にはご参加をいただきまして、担当課としてお礼申し上げたいと思います。本当ありがとうございました。

先ほど、町長は、指定管理者検討ということでございましたので、少しそれについても触れさせていただきたいと思います。現在、総合型地域スポーツということでドリームができておりますが、この部分で、17年に設立されてから、指定管理者ということで、行政改革の方の目標には入っておりますので、ずっとそれから鋭意検討してるところでございます。私、4月に担当になりまして、ドリーム等との話も聞いておりますが、指定管理の部分につきましては、今少し、先ほど町長が言いましたように検討が必要かなということでございます。

それから、年間の利用状況でございますが、20年度としましては、先ほど議員さん言われたように、体育館については2万1,555人と、第2体育館でございますが、これは上でございますが、5,763人ということで、プールの方が1万265人ということで、3万7,500ほどです。昨年が4万2,000なんで、20年度ちょっと減ったかなということで、多くの町民の方に利用していただいているようでございます。全国から見ましても、10位以内に利用度が入っておりまして、かなり利用は高いようでございます。大分県下でも竹田とうちが一応Aということで、議員さんが先ほど触れられましたけど、プールの、台風で飛びました時の改修が、これB&Gの方から、ここの補助金を利用度がいいということで、Aということでいただいているような状況でございます。

プール利用の傾向を見ますと、大分県のBG、19施設ございますけど、全国的にも年々減少傾向にあるようでございます。減少の原因につきましては、うち指導員がございますけど、全国、いろいろ指導員会議とかいって内容を聞いておるんですけど、なかなかそこ辺が、どういったとかいうのがはっきりわからないようでございます。少子化とか気候の問題があるんじゃないかなというようなことでございます。今年につきましては、かなり夏が寒かったので利用度もちょっとプールに関して落ちるようでございます。

今、利用の増加ということでございまして、総合型地域スポーツクラブと連携をして、一生懸命取り組みをしたりしておりますが、まだちょっとまだ取り組み不足かなということは感じております。

それから、冬期間の暖房器具はどのようにということと、それから、利用は今後ということでございますが、BG海洋センター内の暖房器具としましては、体育館にボイラーを使用した暖房器具、それから第2体育館にストーブ、これは灯油でございます。それからプールには、先ほど言われましたように、53基のパネルヒーターを設置しておりますが、なかなかテントみたいな格好で、壁がないものですから冬場がなかなか寒くて、夏場は1,500から2,000人ぐらいなんですが、今のところ、11までして、12、1、2、3はちょっと開けない状態ではおります。通年ということで当初しったんですが、ここ17年から見ますと、もう500とか200に減ってくるので、この辺は担当としての力不足もあるかなということでしておりますけど、総合型スポーツができてから、通年で教室をするんですが、やっぱりなかなか参加がない部分もございまして、なかなかプールを利用する町民が少ないというのが現状でございます。

現在、灯油の値上がり等のこともありまして、議員さん言われましたように、3月から11月までの利用ということでやっておりますが、もう少しこのままでいって、ちょっと努力をしたいなとは今考えております。県内の方も、19施設のうち玖珠町において3箇所、佐伯の方はうち一緒に、3月から11月までの利用です。一番冬季の部分は利用してないようでございます。それから狭間の方が、これ通年ということでございますので、ちょっとここ、勉強をしに行きたいなと思っています。内容は聞いておるんですけど、実際の分を聞いて、そこ辺で活用をもう少し努力をしてみたいなということでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） ですから、先ほどですね、やはり当初の計画は甘かったんじゃないかということなんですよね。もうこれは担当者が替わっておりますからね、今、課長にどうのこうのじゃなくてですね、というのがね、当時、玖珠町がこの周年で暖房を入れるときに、既に天瀬町では失敗をしておるんですよね。ですから、もう隣の町の施設がそういうふうなね、失敗をしておるんだから、ちょっと行って聞きゃですね、何千万も打ち込んで済んだかなと。そして造って利用もしてない。いうなら、ほたつちよるというようなことでは、非常に町民にとって私は申し訳がないのじゃないかなというようなことで、そういったことをですね、今後、これから2番3番4番5番という形で

出てきますけどですね、造るのは簡単に造るが、なかなか利用はできてないというようなことでございますので、ひとつ是非ですね、もうこれは難しいと思うんですよね、どっちになっても。もう上がテントですから、いくら水を温めても、あるいは暖房施設をね、特に、さっき言いましたこの電気パネルか、これはもう油より電気料がかかるんですよね。ですからもうとてもじゃないが1人来ても2人来ても、じゃ電気料が2万も3万もかかるというような形が出てきたんですね、これまで。ですから恐らく中止をしたのかなというふうに思っておりますので、その辺はですね、私は、これはやはり失敗じゃなかったかなというふうに思っております。けど、失敗ばかりをとにかく言っても始まりませんので、何とかですね、再利用ができるならありがたいなということでございますけど、十分ひとつ、今後、よその市町村を研修してですね、対応していただくならありがたいなと思っております。

それと、ちょっとこれ少しそれますけどね、今ね、プールの水の入れ替えでね、水道料金はどのくらいかかりますか、そして1ヶ月に何回入れ替えておるか、そこだけ。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 夏場の一番使えておる時は、水道は6万から7万ぐらいですね、それから水道料金の方はあまり変わらないです。電気料の方が、冬場になれば灯油関係で燃料代がかかるようでございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） ありがとうございます。

では、続きまして2点目をお願いします。

メルヘンの森ホッケー場について、イとして国体終了後から本年8月までの利用状況と使用料、収入などについて伺うと、それから、ロとして駐車場の整備はどのように考えているか、以上2点でございますがね。

私は、今年4月28日に、当ホッケー場でグラウンドゴルフ大会を実施しまして、ホッケー場を借用したわけでございますが、参加者は30人程度で少人数でしたけど、半日ほど使用いたしました。比較的高齢者が多かったのですね、あらかじめクラブも一緒に借用したわけでございますが、勿論使用料は前払いで、ホッケー場が1時間が500円、それからクラブは、1日でも半日でも1,500円というようなことで、合計3,500円を支払ったわけでございますが、僅か半日使用して3,500円と聞きましてですね、特に参加されました高齢者の方々はですね、これは、このように金を取らるりや、もう二度とここではされんぞというような話が出てきたわけですけどですね、ずっとあそこの利用状況を見ますとですね、平日といいますか、日中は殆ど利用されてないんですね。向こうのコートも、下の駐車場もですね、で、私としては、これはもう使用料については条例で定めてありますんで、これは仕方ないといいたしましてもですね、やはりどうも実状にそぐわないのじゃないかなというような気がいたしております。

そもそもこの施設はですね、そういったゲートボールとかあるいはグラウンドゴルフに使う施設じゃないんですね、いわゆるホッケー専用の施設でありますんでですね、私たちも、実はゲートボールも

2、3回使ったんですよ。しかしこれはもう全然ですね、もう問題にならんというか、利用はできないですね。ですから、そういうことで、もうその後全然使用しておりません。しかしですね、ホッケー場そのものは、郡内やあるいは町内のナショナルチームとでも申しますか、小学生や高校生などはですね、多少利用されているかなと。いずれにしても、それは少数派であるというふうに私は思っておるんですけどですね。

そこでですね、この施設の本格的な利用計画をやはりしっかり立てないとね、これまたですね、本当に大きな金をつっ込んで、ごく一部の方々がね、使っておって、年間ね、維持管理費が300万400万とか、今回補正予算でも、維持費かなんか十何万か予算計上いたしておるようにはありますが、ですから、そういったことを考えたときですね、やはりこれは今後ですね、やっぱどういいますかね、投資的効果というか、そういったものですね、しっかりやっぱ考えてもらわないと、先ほど言いましたB & Gのね、プールと一緒に。やはりこれもまあいずれはね、町にとってはやっぱり負の部分かなと言わざるを得ないんですよ。ですからその辺のところをちょっとお聞きいたすわけですが、この施設はですね、本格的させるためには、私はやはりよそから選手が入ってきたとき、やっぱ何といっても駐車場の整備はやっぱり不可欠だと思うんですね。

昨年国体でそういったことが如実に表れてですね、非常に悪評を買ったのは皆さんご案内のとおりでございます。ですから、この駐車場の整備の考えはあるかどうかということなんですね。私は、ある日ちょっとあそこをのぞいたんですけど、ある事業所は、テントを張って、そこで、何というか防災ヘリというか、あの防災ヘリの訓練をやっておるんです。これはちょっとね、いかがなものかなと。これは勿論ね、使用許可をいただいて利用しておったんでしょうけどですね、あまりにもね、防災のヘリコプターの訓練をされておったんですね。本来の目的からするとね、私はやっぱこんなことではいかんのじゃなかろうかというふうに、つくづく思ったような次第でございます。したがって、私はこの駐車場をですね、例えば高齢者のスポーツ広場とかして、ゲートボール場やあるいはグラウンドゴルフのコースなどを設置して、私は多目的に利用させることを考えなきゃいかんのじゃなかろうかなとつくづく思うんですけどですね、是非その辺をお聞きいたしておきたいと思っております。

一応その辺でちょっとご答弁をいただきまして、再質問いたしたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 議員さんから2点ほどご質問いただきました件で、回答申し上げます。

まず最初に、利用状況、使用料でございますが、これはもう数字をちょっと述べさせていただきます。

ホッケー場専用コートということでございますので、大分県ホッケー協会、成人男女、高校生、ジュニア、国体ということで、小中学校に広めた分で、ジュニアも育成しておりますが、このような利用が主でございまして、20年度につきましては2万3,093人、これ国体を除いた分でございます。そ

れからナイター照明を含めまして、料金としましては44万2,430円でございます。

それから、国体終了後でございますが、現在まで7,520人と、ナイター使用料を含めまして14万1,270円でございます。平成21年度につきましては、4月から8月までで、今3,198人ということで、利用料としましては15万9,760円でございます。

今後は、シーズンも専門でございますので、特に九州の高校生のインターハイとかそういった全日本の方も非常に気に入っていただいておりますので、ここ辺の誘致といいますか、ホッケーにつきましては、専門のコートでございますので、努力をしていきたいと考えております。

それから、駐車場の整備でございますが、私も国体のスタッフとして入りましたので、議員さん言われましたように、雨が降りましてどろどろで、特に第2駐車場のいわゆるサブグラウンドといわれるところでございますが、現状は把握しておりますし、あそこの埋め立ての時、私、丁度建設係長で伺いましたので、中に入れてる状況とかいうのは存じておりまして、かなり大きな石とかも入っておって、これかなり難しい部分もあるかなとは考えております。当初の計画では、年度を追って順次整備というような格好で上げておったんですが、整備費がかなり必要だということで、昨年の3ヶ年からずっと協議の方はしておるんですが、今、概算の設計をして、議員さん言われましたように、駐車場だけではなくて、駐車場も主でございますが、グラウンドゴルフとか、ゲートボール、ソフトボールとか少年野球とかできるような、多目的グラウンドとして使えたらなということで、検討したいと思っております。

それから、あそこの分が県のホッケー協会が主でございますので、ちょっと今事務局と詰めましてですね、ホッケーの事務局と詰めまして、これからちょっと検討で、極端にいいましたら、建物の方の管理というのは、これはもうできてる以上、町が、どこがしたとしましてもこれは費用要るわけでございますので、活用に関しては、指定管理者を含んだところで、ホッケー協会の事務局の方ともう早速、今ちょっと協議には入っております。これはなかなか人件費絡みもあるものですから、かなり早急にということにはならないと思いますけど、そういった格好で進めたいなという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） ありがとうございます。

いずれにしてもですね、やはり金がかかるとかかからんとかじゃないんですよね。金をかけただけ、やっぱり利用度を高めてもらいたいということございまして、是非、折角素晴らしい施設があるわけですから、それを有効活用といいますか、していただくということになろうかと思うので、よろしくお願いいたしますおきます。

それから、3点目でございますが、新型インフルエンザについて、イとしてインフルエンザ対策は十分か、ロとして特に小、中学校や高齢者対策、これは担当が日隈課長さんのことですので、対応にはぬかりはないと思っておりますが、対策にはそれなりの予算を伴いますので、財政課長さんのお考

えも含めてお聞きいたします。

答弁をお聞きしましてから、再質問いたしますので、よろしく。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 宿利議員さんのご質問にお答えします。

新型インフルエンザについては、今は豚に関するインフルエンザのことでご質問かと思いますが、幸い毒性が弱毒であったということで、当初4月の終わりにメキシコで発生してから、うちの方に感染者が確認されるまで2ヶ月弱で、ハイスピードで感染は起こったわけなんですけど、実際にその患者さんがどのようになったかということは、もうご承知のとおり、とても普通の通常のインフルエンザとそう変わらない病状で回復されておりました。その関係で、国の方も、全国版で対応が7月初めに第1回目、それから8月末に第2回目の緩和策が次々に出されまして、実際の対応が、個々に、それぞれに罹患した者が、医療機関等医療機関の指示のもとに在宅で療養できるという形を取りましようということになりました。

そこで、私どもとしましては、第一義的に感染をとにかく遅らせて、一度に爆発するような感染は起こらないような態勢にしよう、したいということ、それから、子どもさんに関しては、発熱等ですぐに症状がわかるのですが、高齢者に関しては、とても微熱で推移しますりしますもので、早期の発見と早期治療というのがなかなか難しいだろうということで、その点を2点目、それから、先ほども言いましたように、できるだけ感染拡大が、小学校それから施設内等で、起こりやすい場所での感染拡大が防止できればという点で対策の方針を決めました。

このためには、正確な情報をお伝えするのが一番だということで、巷には、「タミフルを早く投与して」とか、それから「ワクチン投与はどうなってるんだ」ということで、新聞等々でとても危機を感じてる方々と、それから逆に、もう終わったかのように、「第二波はいつですか」というような、もう今ずっと継続してるんですけど、そういった方々までおられますので、町としましては、随時、どのレベルで推移しているかを情報提供することが大事だと思ってます。

9月初めに、新学期にあたりまして、小、中学校、それから保育園等、新学期を迎え、2学期に向かったの放送、それから全町民に向けてのチラシ配布をさせていただいて、また、チラシというのはあまり見ないもんですから、そのすぐ直後に、放送で、掲示して、目にとまるようなところでしてほしいという呼びかけをしたり、それから、特に高齢者に関しては、失礼しました、乳幼児に関しては健診がございますので、健診の会場で、また、保育園協議会で園長会を開きまして、園児等のご指導、ご支援をお願いして、高齢者に関しましては、高齢者クラブ、老人クラブ等を通じて、また、施設に関しては福祉施設のケアマネ、また施設長等への連絡で、個々人で管理してるというか、ご支援してるケアマネさんたちの対象者がおられますので、その方々にわかりやすくご指導していただけるよという通知、それから会議等を持って、漸次情報提供を行っております。

また、何よりもこれは皆さん周知することと、今やらなければいけない、うがい、手洗い、それから咳エチケット、公衆の場に行く場合、また公衆のところへ、自分が症状としてお持ちの場合

はマスクをしようという、これを徹底していただくことを習慣化することかと思います。それを今、漸次それぞれのところを通じてお願いしているところです。

学校に関しては、一緒に協議しながらしております。具体的なことは教育委員会の方からご報告させていただきます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） ただ今、福祉保健課長の方がご答弁申し上げましたが、私の方から宿利議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。若干重複するところがあると思いますが、よろしくお願いいたしますと思います。

これまで、普段より、新型インフルエンザ対策につきましては、学校の方を通じまして手洗い、うがいを励行するように、子どもには指導をしてきております。幸いにも、町内の児童生徒の発症はまだございませんから、ひとつ安心をしておるところでございますけども、1学期では、毎朝体温測定をしまして、体調変化などを見るなどしまして、健康観察を徹底してきたところでもございます。

また、夏休みの期間中におきましては、学校と保護者、児童生徒の連絡を取り合えるように指導してきておりますし、もしも感染の疑いがある場合は、学校を通じまして教育委員会の方へも報告をするようお願いをしてきたところございます。

また、今回、省令も改正をされておまして、その取り扱いが「もし発症した場合」ということでいろんな取り扱いが今決められておまして、少し述べさせていただきますと、学級内で1人から2人発症した場合は出席停止、そしてその出席停止がありまして、治まって解熱後2日までは出席停止をするということになっております。また、学級内では、1割程度の発症がございましたら、学級閉鎖を4日間するというということになっております。また、学年内では、複数の学級閉鎖がある場合は、学年閉鎖をするという基準になっておまして、複数の学年閉鎖がある場合、あるいは学校内で蔓延する可能性が高い場合は、学校を臨時休業するというということになっております。この学校の休業につきましては、設置者である町長が保健所の助言を得ながら、学級閉鎖、学年閉鎖、学校の休業を決定するというということになっておまして、また状況によりまして臨機応変に対応するというということになっておるということで、そのようなことも考えられております。

万が一、学校内において患者が出た場合に備えまして、2学期が9月1日から始まりましたが、8月末には、全ての幼稚園、小、中学校には緊急対策用のマスクを配布をしてきたところでございます。

また、念入りに手洗いをしたつもりでも、うまく手洗いができてないということがございますので、それを一人ひとり認識ができるようにということで、保健所から手洗いチェッカーを今借りまして、手洗い指導を各学校で行ってもらっております。改めて、うがいや咳エチケット指導などを徹底して予防に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 新型インフルエンザについては、これは8月28日ですかね、29日の新聞等によりますと、厚生労働省は、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に約2,500万人、人口の20%に達するとの推計罹患率に基づいて、流行のシナリオを発表いたしておりますが、そのシナリオによりますと、9月末から10月が最もピークになるというふうにいわれておりますね。ですから、これは新型インフルエンザが流行らないで越したことはないんですけどですね、なかなか難しいと。流行ってたくさんの患者が出てはいけないし、出たときには、この昨年作った「玖珠町新型インフルエンザ対策行動計画」というのは、その後見直しはしてないんですね。

それからね、いずれにしましても、病気でございますからね、玖珠郡の医師会あたり等の連携はどういうふうになっておるか、そこをちょっと。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 医師会の方の連携については、豚に関しては、通達というか通例のとおり、来た患者さんに関しては、事前にお電話いただいたら、そのかかりつけ医が時間を設定するなり、それからお答えするなりして、受診がいつでもできるという形を取らせていただけてます。

鶏はまだその次の段階になりますので、別にお答えしますが、漸次かかれる状態ではあるんですが、夜間、それから日曜日の対応について、少し今、両町と医師会と、もうずっと連続した協議を続けているわけなんですけど、それは豚に限らず、鶏の場合も考慮して、どのように発熱外来を展開させるかということを漸次話し合いをしておりますが、この豚に関しては、今は緊急の夜間と休日の対応策についてを、詰めをやっているところでございます。医師会とは随時話し合いをさせていただいてるところです。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） そうしますとですね、いよいよ出る前に、いかに予防をするかということに尽きると思うんですね。で、町としてはですね、予防対策の一環として、例えば町がね、マスクあたりを備蓄してですよ、そして住民の方々に配るとか、あるいは、それは無料ではなくして一部負担を取ってでも、そういうような考え方があるかないかちょっとお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 基本的には、豚に関しては、現在は通常のインフルエンザと変わりない対応で治療も行いますし、それから集団に対して、集団の爆発的なものも、2人以上という形で、大きな感染に関する対応というのが少し緩和されておりますので、基本的にはそれぞれの家庭で備蓄していただいて、雇い次第、自分たち、雇う前に雇う前に、それを基本としております。

ただし、小、中学校とか大きな企業体で、学校そのものが運営できにくくなったとか、それから企業体の中でそういう重症の方とかそういう関連が起こった場合の備蓄の方は、こちらの方でしております。基本的には配布はいたしません。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 8 番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） いずれにしてもですね、私は予防対策は十二分過ぎるほどしていただきたいと。

なぜならば、一度発生しますと、これはもう医療行為ですね、大きな医療負担がかかってくる恐れがあるわけでございまして、ですから最初のそういった予防を手をこまねておくと大変なことになるんじゃないかなと。ですから、これは、町民の方々に安心をしてもらう意味からですね、今回の補正では約1,000枚程度の予算措置がしてあるようにありますけど、これはいわば従事者向けだというふうなことも言うておりますが、私はですね、やっぱこういうときに、きちっと1万あるいは10万枚ぐらいを役場にマスクが備蓄してあるぞと、ですから皆さんひとつ是非ですね、そういった発生を防ぎましようとか、そのくらいのことは考えておいてもいいんじゃないかなというような気がするんですね。ですけど、それは予算がかかるといえばそれまでですけど、しかし、一端ですね、これが本当に町民の方が20%も罹患したら、それは大変な医療費に私はつながるというふうに思っていますので、そこ辺も十分配慮しつつ、今後しっかり対策をしていただきたいということでございます。

この行動計画はこれは見直しはしてないんですね。このままでいいんですね。はい。

それでは、次4点目、インター前ふれあい広場（道の駅）について、イとしてオープンから3ヶ月間の利用状況を伺う。今、町民が最も関心を持っている町の施設ではないでしょうか。オープンまで様々な曲折はあったが、オープンをし、開店の運びになりました。利用客は増え繁盛することを願っていますが、私は、平成20年の第1回定例会の一般質問の形で質問をいたしております。

今、先日からですね、特別委員会の中でこの施設の法人化の云々というのが出されておりますが、これについてはですね、今私申し上げた、平成20年の第1回定例会私の一般質問の答弁を見てもらいたいというふうに思っております。特に、町長さんは口癖のように、「この施設は1日100万円の売上げがないと経営的にはなかなか厳しい」と言われております。是非ですね、1日100万こといわんで、200万でも300万でも結構なんですけど、そういうような今後形がですね、どういうようなふうな形売上げを伸ばしていくお考えか、ひとつご答弁をお聞きしてから再質問いたしたいと思っております。

○議 長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） それでは、ご質問のインター前ふれあい広場につきまして、オープンから3ヶ月間の利用状況ということでございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

インター前ふれあい広場につきましては、九州で100番目となる道の駅として、5月29日にオープンしたことは議員もご承知のとおりでございます。

まず、この道の駅にどれぐらいの車、人が立ち寄っているかという点について、ご報告を申し上げたいと思えます。平日、休日あるいは天候の具合によって、その数は大きく異なりますが、8月初めの平日と日曜日の2日間、午前8時から午後6時の営業時間に、私どもでサンプル調査を実施いたしました。両日とも曇りがちでありましたが、サンプルの調査には問題のない天候でございました。

その数値でございますが、平日で車が545台、立ち寄りの人数は974人でございました。また、日

曜日では車が907台、立ち寄りの人数は2,393人でした。この数値を単純に3ヶ月にしますと、日曜日を除く79日で約7万7,000人、それから日曜日の13日間で3万1,000人という数値になり、夜間のトイレ休憩等含めると、述べ10万人近くの方がこの道の駅へ訪れているのではないかと、いうふうに思っております。

また、この3ヶ月間、道の駅のレストラン、農産物直売所、それからソフトクリームの販売コーナーのレジの通過者数でございますが、これは約6万2,000人でございます。金額の大小はありますが、訪れた方の7割近くの方が、道の駅で食事をしたり土産品を購入したりしているのではないかと、いうふうに思っております。

次に、売上げについてであります。この3ヶ月で総額で約6,000万円という売上げになっております。最も大きい売上げは、米、野菜、加工品や土産品、いわゆる委託販売をやっているものでございまして、全体の80%はこの委託販売品で占めております。

それから5月末のオープン時には、285名の出荷組合でスタートしましたが、生鮮野菜をはじめとする品不足等もあったことから、組合員の追加募集を7月の1ヶ月間行いました。現在は、生鮮、加工、花き、工芸、土産品各部門で319名の組合員がおられます。道の駅については委託販売でございますから、商品については、出荷する組合員にそれぞれ責任持って良品を出荷していただくよう指導はしておりますが、道の駅を運営する活性化協議会としまして、玖珠のよさをPRするにふさわしい、品質の良い品物、それから安全・安心な商品、魅力ある商品を出荷していただくよう、より一層町と連携をしまして指導してまいりたいというふうに考えてるところであります。

お客様の状況でございますが、今年は夏の梅雨明けが長引きまして、気象庁が発表した九州北部の梅雨明け情報は8月4日でした。天候や足元が悪ければ客足が遠のき、観光地にとっては大きな痛手です。道の駅につきましても、悪天候が響いて7月は集客が伸びませんでした。いよいよ収穫の秋で、秋の行楽シーズンを迎えることになります。年間でも一番の集客が期待される時期であります。一人でも多くの人に立ち寄ってもらえるような道の駅にしていかなければならないというふうに考えておりますし、運営する活性化協議会でも、本日チラシが入ってございましたが、9月の連休からイベントを企画するなどして集客を図っていくことというふうにしております。

現時点においては、従業員の努力もあり、売上げ面では順調に運営されているというふうに見ておりますが、各部門においてもまだまだ問題点はございますので、その都度、改善に努めながら運営するよう指導してるところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 今お聞きしていますとですね、まあそれなりに目標に向かって努力はされておるようですが、単純に3ヶ月間を計算しますと、町長の言う1日100万ということになれば、まだまだですね、努力をしていただかねばいけないかなというふうに、数字の面から見ればですね、そういう形になっております。

要は、町民あるいはここを利用した方からお聞きをするんですけどね、やはり品物が少ないというような声が結構あるやに聞いております。そうなるそうですね、生産組織はどういうふうに確立されたか、ちょっと。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 生産者、農産物に限ってでございますか、少しお待ちください。

生鮮部門の議員ご質問の部分は、生鮮部門、加工品の部門かなというふうに思いますが、当初の申し込みが、生鮮部門で171人、それから加工部門では50人ということになっておりまして、7月に追加募集をいたしまして、生鮮部門では24人の方が新たに加入されて、加工部門は5人の方が加入をされているという状況でございます。

やはり、午後には生鮮野菜がなくなるというふうなことはよく言われていることでありますが、なかなか、何といいますか、若干売れ残りが生じたりというようなこともございまして、やっぱり土日はある程度の量が出荷されてくるんですが、平日になりますと、やっぱりどうやって売れ残りがないように売りさばけるかというのが、ひとつの道の駅の課題であるように思いますし、何といいますか、何とかお客さんを呼び込んで、なるべく売れ残りが生じないような努力をしていかなければならないというふうには感じているところであります。そういうことで、なかなか平日に品数が豊富に揃ってこないというのは、若干売れ残りを心配されてのことかなというふうに私どもでは思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 私はここが一番問題と思うんですね。今ですね、農協の良心市がああいうふうに国道筋でしておるんですが、やはり高齢化が進んで、だんだん生産者が減ってきておるんですね。ですから、こういう時期で、今特にこの秋、9月から10月は、いわゆる冬野菜の種まき時期なんですよ。ですからこういう時期にあたってですね、例えば種物の助成をしてやるとか、あるいは苗の助成をしてやるとか、そういったことでもしてですね、さらに植え付けを拡大していかないと、非常にやっぱ厳しいんじゃないかなというふうな気がするんですね。

ですから、これはちょっと話がそれますけれどですね、私は20年度の中で、グリーンポケットですかね、今、町内に20基置いてありますね。このときですね、私はやはり将来こういうふうな道の駅あたりをね、設置すれば、農家あたりには是非、野菜の種やあるいは苗を助成をしてやって、そして少しでもね、生産に協力してはどうかというような話も持ちかけたんですけどですね、残念ながら、それはグリーンポケットの趣旨に反するんだというようなことを言ってそれで終わったんですけど、今考えてみるとですね、そういったことをしておけば、今日それが各農家の方々に浸透してですね、そして、玖珠の本当のいわゆる高冷地の野菜が消費者の方々に行き渡るということになるような気がするんですけど、残念ながら、そういうふうで、生産者も年々高齢化現象で、私は厳しくなってきたおるというようなことでございますのでですね、何もかも町がそういうふうな助成をすることがいいかどうかわかりませんが、やはりこの道の駅はですね、将来に向けて…、

○議長（藤本勝美君） 宿利議員残り時間5分です。

○8番（宿利俊行君） はい。是非ですね、そういうふうな指導体制をしていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

時間が若干少なくなりましたので、次ですね、これまあ総合運動公園についてちょっとお聞きします。

霞堤や遊水池等、新たな事象が発生しているが、町民にどのような形で説明するか伺うということでございます。

これにつきましては、平成18年の6月に出された「玖珠町総合運動公園整備に係る基本設計策定委託概要報告書」というようなものの中に、これ、ページは40から41ページの中に書かれてあります。しかし、詳細な説明は私たちはどうも聞いてなかったんじゃないかなというような気がいたしますし、また、町民の方にはなおさらこういった情報は提供されていなかったように、気がいたしますので、今後、このことについてどういうふうにですね、町としては説明責任を果たされるのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 梶原公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 宿利議員のご質問にお答えいたします。

運動公園建設地は元々洪水時の下流域の住民の生命や財産を守るため、洪水時に河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調整をする遊水機能を有した霞堤でございます。公園建設にあたり、大分県河川課と協議を踏まえ、現行の機能の貯水量を損なわないように計画されたものでございます。

遊水池のことは、平成18年9月に町議会の全員協議会で、先ほど議員が申されました「基本設計概要報告書」の内容説明の中でご説明をいたしております。町民への説明は、6月議会以降の町長懇談会で、1地区で説明をしたところでございます。今後は、運動公園が町民に親しまれ、愛される施設づくり、町民手づくりの公園づくりを目指し、機会あるごとに、町民へ霞堤を含め説明をいたしてまいりたいと考えております。

また、11月の町報で「造成工事の着手報告」や持ち出しの腐葉土が必要な方に分けてあげる計画ですので、その説明と募集記事を掲載する予定でございます。この中で、霞堤の機能についても掲載してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君、あと2分です。

○8番（宿利俊行君） 今では、そういうふうなことでですね、説明をいたしますよということなんで結構なんですが、当時は、残念ながら説明がなされてないままですね、いわば、それはこういうふうな報告書を差し上げてあるんで、皆さんが見てなかっただけだとおっしゃられればそれまでなんですけどですね、もう少し町民の方々には丁寧に、そうじゃなくしても、この運動公園というのは非常に町民が関心を持っておりますし、今後、是非この霞堤あるいは遊水池などについてですね、町民の方々に説明をしていただきたいたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開をします。

午前11時49分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 議席番号5番工藤重信です。ただ今から、通告の要旨に従って、一問一答方式にて3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、災害時における玖珠町の総合防災計画（情報伝達、避難）は確立し、各関係機関や町民へ周知徹底はできているのか、また、本庁舎は消防計画に基づく総合防火訓練は実施しているのか伺います。最近は各地で異常気象も多くみられることから防災面を多角的に伺います。これについて少し詳細を述べます。

まず、大雨注意報から大雨警報、さらには大雨洪水警報、1時間の雨量70ミリ、かつ3時間の雨量150ミリ以上等が発令されたら、災害対策本部を設置し、防災計画に基づいた警戒態勢に入っているのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

本町の災害対策本部体制でありますけれども、今言われたとおり、大雨の場合は、大雨警報等の情報が流れましたら、直ちに段階を追ってその体制をとるわけであります。詳しく言いますと、例えば風水害、震災、これはいろいろあるんですけども、例えば大雨、雨量につきますと総雨量200ミリ又は時間雨量50ミリを超えるときには、災害対策連絡室という形で、室長を総務課長、要員は総務課担当要員、こうした者が宿直態勢に入るようになっております。

それから、200ミリ又は時間雨量50ミリを超えてなお危険性がある時には、災害警戒本部という形で増員をしていきます。それから、今言われた災害対策本部、こうしたものになるときには、今言った時間雨量等がなおかつ拡大する場合、被害が想定されるということが現認されれば、町長以下対策本部の体制をとって、最終的には町職員総動員をもってこの体制に入るようになっております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 災害には地震もあることから、パニック状態にならないような計画はあるのか、また、災害が十分予想される場合は、対策本部を設置されていると思われるが、夜間でも町民から情報が入れば、それを受けて対応できるようになってるか、そしてまた最後に、今は町民から見て、いつ対策本部を設置されたかわからない状態です。こういったところをどのようにしているか伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 今、先ほど私の述べた答弁の中に地震のことがなかったんですが、地震の場合も、震度4これを感知した場合には、先ほど言った連絡室等を設けていくようになっております。そして大震災の場合は、大震災というのが震度5、6以上になろうかと思うんですけども、そういう時には、道路の寸断、通信網の寸断等あります。そうした場合には、これは今、今の段階でありますけども、町職員が3割しか集まらない場合、あるいは5割しか集まらない場合、7割しか集まらない場合等々を想定をしながら、今、綿密にこの計画を練り直している最中でありまして、今年度中には皆さんにお見せできるんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、夜間の体制でありますけども、これも先ほど言った宿直体制を組むということでありますから、連絡室以上の体制に組んだ場合には、町民の連絡が受けられるように、体制になっております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） それでは、対策本部は情報収集及び防災パトロール等は実施しているかということで、内容的には河川の増水、土砂災害等の把握のため、河川の水位を測る水測計の設置や、災害確認ができる防災カメラ等が実際にあるのか伺います。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 防災カメラは、協心橋の脇にカメラを今、1台設置しております。水位計も協心橋の下に設置しております。こういったものは、常に大雨を想定した時には、県の土木事務所等と連絡を取り合って対策をとってるところであります。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 雨量の水位計の箇所とか設置場所については、玖珠川、山移川とか、これ今鳥屋とか古後の方に川があるんですが、ここの川には、そういう観測的な計測できるような形を大体なっていると思われるんですね。これは国土交通省との関係が出てきますが、まず、最初に戻って、例えばですね、参考として、警報が発令されたら、例えば消防署の動きとしては、幹部はここの役場そして九重の役場の対策本部に出向して、そして非番職員は全員自宅待機となる。で、先ほど言われた町職員は、パーセンテージは段階的に違っているようにありますけども、なかなか何が起こるかわからない状態で、一応多分自宅待機もあるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、警報が発令されたら直ちに対策本部から防災無線にて町民へ情報の伝達及び安全対策の呼びかけ等はできてるか伺います。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 不休不測の事態や災害時の防災無線の活用は当然行うわけでありますけども、これまで、全ての事象について防災無線を流したかといえば、決してそうでないということもありますので、これから、また9月の補正予算でもこの防災無線の充実を目指したシステムを作り上げるということで、形で、今補正予算組んでますから、その中でこの防災無線の最大限の利活用、こう

したものを図っていくように、今現在計画中であります。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 少し事例を申し上げます。今年の6月30日大雨洪水警報が発令され、その後、日田玖珠の情報がテレビで全国放送がありました。この時は、防災無線の放送は私の記憶の中にはなかったように思います。そして翌日の7月1日昼に放送があったんじゃないかと思います。この6月30日の雨量はトータル139ミリ、7月の1日は70ミリで、この時、災害は発生していなかったのか、そして町民には早期に情報が伝達はできなかったのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 議員の今ご指摘のとおり、今年の場合の6月、7月、8月の長雨の時には、防災無線の放送は殆どなかったんじゃないかなと思っております。ご指摘のとおりでありますけども、これも一つは、最近、マスコミ等を通じて携帯電話等にすぐ警報が入るようになっておりますし、また、テレビ画面のテロップというんですか、あれにすぐ流れるようになっておりまして、一般地域住民の周知する機会が増えてるだろうという、ひとつは認識はしておりますけれども、確かに防災無線というこの設置目的上、こうしたものを利活用せにやいかんということは痛切に考えておるところでございます。

それからこの間の災害は、もうこの本会議の諸般の報告でも申し上げましたとおり、不幸中の幸いというか、小規模な災害に終わっておりますし、緊急動員をかけるような態勢ではなかったなど、ではないかなというふうに記憶しております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） これについて申し上げたのは、町民から実際ここの役場にそういう防災無線の関係が呼びかけはしたのかというような形があったと思われます。それで、そのときの答弁とか回答は、災害が発生してないから、課内で相談したら、災害が発生してないから防災無線は流さなかったというふうなことを言っておりますが、防災無線は災害が発生する前の形を私は強く主張したいんです。ですからこれをちょっとあえて取り上げて、先ほどから総務課長が言われるような防災無線の活用方を、また新たな分野は私は期待して、町民にこれからも伝えていきたいというふうに思います。

次に、各地区別に避難場所を設定していると計画の中であると思われますが、災害時における自主避難又は避難命令が出された場合、迷うことなく住民は避難できるか、できるように徹底されているのか。例えば避難場所においては看板等の設置はきちっと行き届いているかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 本町の避難場所については、第一義的には各地区の各自治区にある公民館、こうしたものが避難場所になろうかと思います。そのほか、お寺とか学校とかこうしたものが第一義的な避難場所ということになります。

そしてまた、大きな災害が来た場合には、現在14箇所ですか、各地区の避難場所に想定をしており

ます。森地区がわらべの館、メルサン、片草小とか、6箇所ありますし、玖珠地区においては玖珠自治会館、小田小、杉河内、春日小など4箇所、それから北山田地区においては、今、北山田自治会館と北山田小ということで、北山田小学校は建設中でありますから、実質1箇所、八幡地区が八幡自治会館、古後小学校という具合に設置をしております。

こうしたこの4地区の大きな避難場所には、自主避難等放送する時には、町職員を張りつけて一応不安のないような形で受け入れを、これまで過去の例からいえばしているところであります。

それから、避難場所の看板は確か実施してなかったように思いますけども、そういう記憶でございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 普段からそういう看板を見ておると、災害時に備わってくるんじゃないかというふうに思います。それで、これは、今言われたのは、多くの地区別みたいな感じですけども、実際、自分の住宅が近い公民館とかも入って、十分避難場所として可能な施設もあるんじゃないかというふうに思います。そういったところも多分看板はないと思いますので、逐次計画的にできれば看板を設置していただきたいというふうに思います。

防災面を多角的に伺いますとありますので、火災予防の観点から、火災気象通報発令中の場合、原野等の火入れの制限があると思われるが、火入れ者に対してどのように対応しているのか伺います。

ただ今申しました火災気象通報とは、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、都道府県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となり、そして実行湿度、風速などにより通報基準を定めるものです。これらについて、情報は大部分地方気象台から県に入ります。県では、防災危機管理課が担当し、各市町村へ、また広域消防本部等へ情報が入るようになっております。これらの情報が本町に入っているかどうか確認いたします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 今、火入れ許可のことについてでありますけども、これは、火入れ許可、条例からいうと、異常乾燥注意報等が出たときには、もう中止するよう勧告するとありますけども、現在の気象通報といいますか、そういう中では、異常という言葉がありません。したがって、この件については、今検討を加えてるところでありますけども、実際、今年、由布市でああいう悲惨な死者が出た例もありますけども、結局、法律的に言えば、そういう乾燥注意報が出たときには、火入れは中止するように勧告しなさいということになっておりますけども、そういう法律の建て前と、この中山間地域の原野、山林を守るという立場からいえば、ある程度の乾燥した状態でないと火入れができない。そしてまた、その火入れする方々も高齢化である、あるいは過疎化である、大変難しいこの条件が組み合わさっておりますので、先般由布市もこの火入れ条例を繰り延べしたというふうな実例がありますので、この点はうちも今後十分検討して対処したいと思いますけども、これに代わって、防災はジェットシューターですか、これを今年100万近くかけて各分団に装備して、一定程度、山火

事等を防ぐような体制は今とってるところであります。

そして、県からの気象通報は、全て、今、本町に入るようになっておりますし、特に総務課の職員は、全て自分の携帯の中に、大分県からの気象通報全て受信するように今セッティングをしてるところであります。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 各市町村の火災予防条例に基づくものがありますが、先ほどから申している火災気象通報とは、乾燥注意報の上に、数値的には上になります。そしてさらに上が、火災警報というのがあります。火災警報になると、場合によっては各市町村においては、条例の中で、火災警報発令時には火入れは実施しませんというような形を作っているところもあります。ですから、先ほどから言われる、異常じゃなくて火災、乾燥注意報の場合でなくて、もう1つ上の段階にいったときに、火入れ者に対してどんな指導をしているか、延期をするのか、時間を下げてするのかといったことの対応はしているかということをお聞きしたいんです。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） その事例は私もちょっと把握してませんので、今後、広域消防等と連携しながらちょっと対処してみたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 1 点目の後半として質問させていただきます。

また、本庁舎は消防計画に基づく、総合防火訓練は実施していますか。これは、防火管理者が実施者となって、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければなりません、どうされているかという問題で、これについて、平成20年3月議会の一般質問で、本庁舎の総合防火訓練についてお伺いしました。このときに、回答では、とりあえず平成20年度の早い時期に防火訓練の実施ができるよう準備を進めていきたいと思ってるところでございますとの答弁でしたが、その後において、このような総合防火訓練が実施したのか伺います。

○議 長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えをいたしたいと思います。

議員さんご指摘の平成20年3月議会において、工藤議員さんの方から質問があったことは承知しております。20年度中の防火訓練の実施については、結果としてできておりません。私が昨年11月の異動でまいりまして、本年7月の防火管理者講習を受講いたしまして、現在その準備をいたしてるところであります。

確かに、役場庁舎につきましては、消防法第8条に基づいての防火管理者を定め、防火対象、庁舎のことになりますが、消防計画を作成して、この消防計画に基づく総合防火訓練、初期消火、通報連絡、避難誘導の実施等の、防火上必要な、管理上必要な業務を行わなければならないということは十分承知いたしております。

このことから、本町で、実績的には、平成11年に防火管理者を定めたうえで消防計画を策定し、防

火訓練の実施ということで、過去実績があるわけですが、しかしながら、それ以降、先ほども申し上げましたが、人事異動等に伴う防火管理者の変更、それから消防計画の変更については、年々の実施の中で行ってまいりましたけども、先ほど申し上げましたとおり、通報、消火、避難訓練の総合防火訓練としての年1回の実施については、行われてなかったのが現状であります。防火管理業務の効果的な推進を図るための方策、それから必要な知識については、十分職場の理解を求めておくことが大切ですし、職員が自己の役割、任務分担、行動の手順等についての周知徹底と訓練が必要となります。そのことから、防火管理の目的を達するために、年内に、消防署の方と消防計画の策定協議を済ませまして、その上で自主消防組織の編成設置を整え、平成21年度中、本年度中に通報連絡、初期消火、避難誘導等の総合防火訓練としての実施ができるように、準備を現在進めておりますが、消防計画の策定とともにその準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 総合防火訓練はこれからのようにありますが、少し補足します。当該防火対象物の防火管理者は、年1回総合防火訓練を実施しなければならない。これは法的なものがありますが、総合防火訓練がもしできなければ、これできないというのは、例えば課によっては、非常にどうしても時間帯がどうしてもとりにくいかいようなことがあろうかと思います。そういったときには、消火訓練あるいは通報訓練、そしてまた避難訓練を別々にすることも可能だし、どれか1つすれば、これは十分いける場合もあります。しかしながら、総合防火訓練をできれば実施していただきたい。

そしてまた、総合防火訓練の実施については、消防署に報告はしなくてよいです。その代わり、訓練実施計画結果を記録して保存するものとする。防火管理者として記録したものを維持管理していますかということで、これについては、この記録については、正確には防火管理者が行う消防施設、設備等の自主点検、チェック及びそれを整備していく、そして防火対象物管理台帳というのがありますね、これに記入することです。

それともう1つですね、平成20年当時の担当課長からでは、庁舎を含め、その他施設全般にわたりまして、課長あるいは係長研修として防火管理者講習会を受講を義務付けるなど、担当課と協議検討をしていきたいと考えているところですよとの答弁もあり、現在のところどのようなようになってるか、お伺いします。これについては、職員の異動等で担当が変わることが考えられるので、防火管理者が配置ができてるかどうかをお伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えします。

防火管理者の配置についてであります。私も今年の7月、先ほど申し上げました管理講習に受講しての、やっとその防火管理者としての責務を自覚したところであります。それぞれの施設の配置については、20年3月の答弁の折に、課長、係長研修等を含めたところでの防火管理者の資格者を配置

ということでご答弁したところではありますが、現在、役場関係では、資格者が3名、私を含めて3名であります。わらべの館につきましては、前任者の課長でございますので有資格者であります。それから、今年の防火管理講習にメルサンホール主査、主任が1名、2名の参加で資格を取得したところでもあります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 役場職員以外に一般企業体、それから事業所等において、防火管理講習会の受講者が、例えば玖珠町だけで30名じゃなくて60名とかいうような数字になれば、お願いして、日田まで行かなくて玖珠で受講できるような形も問い合わせてみたらどうかというふうに思います。この防火管理者については、高校生あたりも場合によっては受講する場合があります。実際には、私が1時間ほど教官としてしゃべったことがありますけど、大体わかるんですが、そういうようなことも考えていただきたいというふうに思います。なるべくでも、多くないとスムーズな異動の際になかなかできないというかですね、あります。

次に2点目、消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、町内の一人暮らしの老人家庭や生活保護家庭等には、火災警報器を設置する場合、町からの補助はできないのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 消防法及び石油コンビナート災害防止法といわれる、いわゆる消防法といわれる改正が平成16年にあったようでありまして、平成18年6月1日から、新築の家屋については火災報知器を付けなさいということが義務付けられておりまして、その他の古家といいますか、既存の住宅については、平成23年6月までに、各市町村の条例を整備することによって義務付けていくという性格のもので、まだ猶予期間があるわけでありまして、そういう性格上、現在、火災報知器の設置を現在呼びかけている状況であります。

そしてまた、これが義務化された場合でも、罰則規定がない法律でございますから、この設置が遅れていくんじやなかろうかなと。それから、また、都市と地方の密集地域、家の造り等を考えれば、まだまだ設置が遅れていくんじやなかろうかなということをちょっと心配しております。

いずれにしても、現在のところ、議員ご指摘の、この生活保護世帯とか独居老人等に補助ということでもありますけども、この条例が施行されますと、生活保護世帯については、その保護費の中に算入されるということを聞いておりますから、二重補助という形ではなかなか難しいと考えております。そしてまた、ひとり暮らしの独居老人等の問題についても、既存の住宅なのか新築の住宅なのかという問題もありますけども、基本的には自助努力といいますか、そういう形で現在火災報知器を設置していただきたいなというふうなことを基本的に考えております。

いずれにしても、引き続き火災報知機の設置、これについては法期限の23年度までには、ちょっと精力的に地元消防団等の協力をいただいて呼びかけていきたいと考えています。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） この住宅用火災警報器の設置は一応義務的なもので、平成23年5月30日までに設置しなければなりませんとありますが、これは、特に考えなくちゃならんのは、これを設置しているところと設置してないところで、火災保険の関係が生じてくるんじゃないかなというふうな思いがしております。こういうのはですね、今、結構幅広く警報器の種類が出ています。そしてマーク、要するに鑑定マークとか、もしくは住宅防火安全マークとかいうのがありますが、その付いてるものを買わなくてはなりません、これについては、特に悪徳業者の関係で販売に来られたりすることがありますので、今後このようなことも町からの呼びかけは必要かと思われませんが、こういったことをお考えでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 議員ご指摘のとおりなのが心配されますので、そのことも含めてひとつ広報活動等をしていきたいと思えます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 先ほどから建物の大きさ等に関係するようなところがあります。少なく最小限度でも2箇所、それから多いところで4箇所5箇所になる可能性もあります。2階の階段とか2階の寝室等が増えたりするとか、ひとり暮らしとかになるとそこまでは考えなくてもいいかもしれませんけども、最低でも2つは要るんじゃないかなと思います。

次3点目、インター前ふれあい広場（道の駅童話の里くす）では、当初の計画によれば玖珠町の情報発信ができるとのことでしたが、現在のところ情報発信はゼロに等しいが、この計画はどうなっているのか伺います。

また、道の駅へ出入りする関係者や県内外から訪れたお客様からの苦情やご意見、ご要望等は届いているのか、届いていないのか、もし届いていた場合、どのように解決しているのか伺います。これも前半と後半にして、最初の部分は情報発信のことについてと、後半はこのご意見ご要望等について、答弁を分けてお願いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） ご質問にお答えをさせていただきます。

道の駅がオープンをいたしまして3ヶ月が経ちました。運営状況等につきましては、先の特別委員会、また、本日先ほどの宿利議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、ご質問の情報発信につきましてお答えをさせていただきます。

道の駅は、玖珠町の様々な情報を発信していくということは当初から計画はされていたところでございます。玖珠町の特産品であります玖珠米、玖珠牛、それから椎茸、野菜などの農産物は直売所の店頭で販売し、レストランで食材を生かすことで、玖珠町の特産品の情報が発信されているというふうに認識をいたしております。玖珠町の観光地、それからイベント、宿泊、温泉、お食事どころの情報につきましては、施設内の情報コーナーを生かしてPRをしているところでありますが、パンフレッ

トの部数が少ないとか、観光地の個別の情報がないとかいったようなこともありまして、まだまだ、議員ご発言のように充実したものになっていないというのが現状であります。

当面は、情報コーナーのカウンターに、町内の観光情報を発信する専用のパソコンを追加するとともに、商工会を通じまして、料飲組合、それから旅館組合等の加盟の町内の事業所を紹介するパンフレットの台を、専用の台を設置し、町内の施設や食事どころ、ホテル、旅館等のPRも進めていきたいと考えてるところであります。

また、苦情、発信のところもよろしいんですかね、先にお答えしましょうか。

それから、2つ目に、議員ご発言の苦情の処理についてでございます。道の駅の運営にかかる苦情でございますが、オープン当初に比べてだいぶ減ってはきましたが、日々たくさんのお客さんがおいでになりますので、スタッフ一同サービスの向上に努め、苦情については真摯に受け止めて改善に努めているところであります。

苦情は、町の当局、私どもの方ですが、直接電話がかかる場合もございますし、間接的にお聞きすることもございます。その都度、協議会の事務局に連絡を入れ、対処しているところでございます。また、現場では、支配人がその都度現場スタッフと協議しながら改善に努めております。また、利用者の意見箱をこの9月7日に設置をし、この改善に努めているところであります。

今後とも道の駅を快適に利用してもらうことをモットーにしておりますので、施設の清掃管理を適切に行い、スタッフの接客、研修など重ねながら、調理や販売する商品の品質管理、これにも万全を期すように指導していきたいというふうに考えてるところであります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 情報発信の一番主なものとして、たくさんの苦情が私ここに回ってきております。それで、とにかくインフォメーションに行ったら電気が消えておる、誰も人がおらん、レストランの従業員の方もしくは直売所の方の従業員の方に、情報を提供に回って聞いて回るというような形を相当いわれております。で、あそこの部分は何なのか。私の思うのは、1名専属的にあそこに情報発信できるような人材を置いて体制を整えんことには、観光のパンフレット等を置いて、それをじゃ、お客様が、ちゃんと丁寧に教えてあげるような人がいないとわからないんじゃないかというふうな思いもします。ただ地図を渡してこのとおり行きなさいというんじゃないかと、案内ができるような形の会話から始まるんじゃないかというふうに思いますので、そういったことの見通しはどんなふうになってるかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 工藤議員のご発言は、1人専任のスタッフを置いてということがあります。この人的な要員についてでございますが、運営上、道の駅の従業員が、今のところもうすぐこれに専任するということはなかなか無理な状況でございます。また、観光協会等とも連携を図りながら観光地の情報、特に花の開花情報とかそういったものを、適切に情報発信をしていきたいと

いうふうを考えているところであります。

人員の問題につきましては、暫く検討を、観光協会等とも検討をさせていただきたいというふうを考えてるところです。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 建物の内外のスペースの取り方で、お客様がくつろげるようになっているか、例えば建物の表側、そして裏側、さらにはフロア部分の有効な利用をして、お客様が本当にくつろいでいるか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 現時点で、お客様からスペースの問題等での苦情等は受けておりませんし、比較的広い交流スペースもございますので、今のところ、狭過ぎて困るじゃないかとかいう苦情等は、まだ受けておりません。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） これにはですね、例えば裏の広場というか、それから表については、駐車場以外に結構空間がありますので、こういった面を楽しい分野にできないかというふうに思います。そして、多分秋からは、コーヒーの販売もテイクアウトにて販売する計画もあるんじゃないかというふうに思いますので、こういった面も、軒先できちっと椅子等で、あるいは車の中でコーヒーを飲む方も多いかと思いますので、これについては、まだコーヒーメーカー、要するにコーヒーを立てる器具なんですけども、これから予算措置も必要じゃないかという部分もあるように見受けられます。それで、こういったことも含めてですね、きちっと建物内外のことも整備ができる形をとっていただきたいと思います。

次に、道の駅には、玖珠の特産品を売ることは基本であり、その分野も少なく、玖珠の特色も極めて低い。これは訪れた方の声として、相当な人数がそういうふうに申しておりますので、ちょっとこういうことをお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 玖珠の特産品が少ないというご意見でございますが、農産物等も玖珠の農産物でございますし、玖珠町の生産者又はJA玖珠九重の生産者から生産されたものを販売しておりますので、特に特徴あるものがあるかという、これがなかなか問題でございまして、玖珠米とか玖珠牛の肉とかそういったものを中心的に販売していかなければならないというふうには思っていますが、野菜とかも殆ど100%玖珠産でございます。そういう意味でいいですと、なかなか特色を出し得てないという部分はあるかと思いますが、品物は玖珠産ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） ちょっとお伺いします。今日の折り込み広告の中に、豊後玖珠牛とこれの直

売試食会というのが、9月19日・9月20日に11時から1時30分、同じく両日とも「豊後玖珠牛試食会」という、この玖珠牛は現在道の駅で出てるですか伺います。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 工藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど、玖珠の特産品が少ないというふうなお話であります。私もずっと感じてるのは、あそこに行ったときに、特産品自体、一次品というか加工してないのは野菜にしてもお米にしてもあるんですけども、それに手を加えて加工したものが、どうも見てると、九重の方が結構そういった付加価値というかそういったものを付けて、高く売り出してるなあと。それに比べて、玖珠の方はどうしても素材というか、素材そのまま持ってきて売ってるというふうなイメージが非常に強かったんで、そのところを、やっぱそのまま持ってきて売らないで、少しでも値打ちを上げて売れないかなというふうな思いで、いろいろ今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

1つは、前回は申し上げたと思うんですけども、まず今年は、豆腐をひとつ何かできないかなと。山浦の方の名水というふうなところがあるので、その名水を利用して、今、大豆をこの前植えていただいたのを収穫しながら、豆腐を何かいい形で売り出せないかなというふうに思っております。それは、県の事業と一緒に連携しながらやっていきたいというふうなことで、もう1年に1個ずつぐらいいしか、多分、何か製品開発なり特産品といっても、なかなか一気に大量にできないので、一つずつやっていければと。

もう1つは、今カウベルの方でハム工場を造っております。それも、今年度中に何とか目鼻つけて、それもまあいい形で特産品化できないかと、湯布院の方は湯布院のハムという格好で、デパートとかそういったところで結構有名になってるんですけども、今年はそういった豆腐とハムというふうな、一つずつ何かできないかなというふうにいま考えております。

もう1つ、豊後玖珠牛の話でありますけども、町長の方が、今議会の提案理由の中で、農畜産物、農業振興というふうな中で説明をさせていただいたと思うんですけども、農畜産物のブランド協議会というふうなものを立ち上げまして、今回ファゼンダの牛を1頭仕入れいたしまして、それをそこで試しに試食していただこうかと。そのときに、玖珠のイメージ、玖珠をどのくらい周知してるかと、その辺がブランド化に向けたあれなんで、その辺のアンケート調査等々と一緒に、玖珠の地名、ブランドを普及をさせていきたいというふうなことで、第一歩であります。

昨日か一昨日ですか、屠殺を終わってランク付けがあったわけですけども、ファゼンダの牛、今回あれする牛については、A4ランクというような形でランク付けができましたので、そういったことも含めて、道の駅を訪れる人に、玖珠の物、玖珠の産品というものを普及広報していきたいというふうに思ってます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 時間の関係であと2項目ありますが、まとめて質問したいと思います。

玖珠の米は販売しているが玖珠牛としての販売はない。どこに問題があるのか、肉質についても、

A 4 以外でも付加価値を最高に高めて、レストランのメニューにも組み入れることはできないか。また、肥育業者や農協側等を含めて、町はどのような取り組みをしているか伺います。

そしてもう 1 つは、玖珠牛の出荷の元部分にあたることから申し上げます。聞くところによると、畜産関係の農業法人も大変な経営危機にあり、倒産も余儀ない状態であり、町としては緊急対策は大前提であるが、町長はこの問題に対してどうされているのか伺います。

○議 長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 牛の関係であります。大変もう議員ご指摘のとおり、厳しい状況にあるのは、飼料が非常に高く上がっておる、それから牛の子牛の価格もそんなに安くなってるわけではなくて、まあまあのところである。そういう状況の中で、大変牛を飼っている人たちが、飼料で大変苦しい状況にあるということはもうご承知のとおりであります。1 頭飼えば、20 万ぐらい売るときに損益が出る。それが今の実態であろうと思っております。

そういう中で、どうすればいいかというのは、やっぱり牛の価格をある程度高めに売っていく、そのことをやらなければならないだろうと思っております。今度のブランド協議会においても、牛をとにかく高くいわば売っていきたい、そういう一つの動きの中でこういう形が出てきたわけでありまして。それについては、これからもう少し状況を見ながら判断をしながら、どういう方策がいいのか、そこらあたりは、農協それから県、そういうところも協議をしながら考えていきたいと思っているところであります。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 最後の 2 点目のこの問題については、大変大きく、これについて緊急性があることから、しっかりした対策が立てなければならない。それも大至急にやらなきゃならない問題であるから、今後どういうふうに対応できるか、もう一度伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） もう今答えたとおりであります、農協、県そういうところと、今もう、昨日もそういう話をしたぐらいような、大変、何回も今、協議をしている状況であります。それはもう緊急性を十分認識しているつもりであります。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信君、あと 4 分です。

○5 番（工藤重信君） 時間がありませんので、最後に、この問題は大変大きく、そしてまあ 1 地区が潰れるか、潰すかというような形まで追い込まれるようなところがありますので、そういったことを考えると、しっかりした対策を立てていただきたい、取り組んでいただきたい。期待とさらにお願いを、私の一般質問を終わります。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信議員の質問を終わります。

次の質問者は、15 番片山博雅君。

○15 番（片山博雅君） 一般質問に入ります前に、2 つのお喜びをしたいと思っています。

1 つは、先日行われました県民体育大会、去年は最下位、2 つ上がって良い成果ができた。玖珠

郡民も頑張ればできるんだなあということを実感しました。2つ目は、全国学力テストにおいて、玖珠郡でただ1つ、八幡小学校が平均点に達したということで、これまた良いことでありまして、結構であります。本当に嬉しい限りであります。

さて、一般質問に入らせていただきます。

15番片山博雅です。通告に従いまして質問をさせていただきます。議長の許しを得て一問一答方式で行います。

私たち議員は、多くの町民の町政に対する意見を聞き、その希望と批判の声を代弁します。また、議員としての研修や知識を生かして、町の活性化や問題点の解決に向けて質問をしております。

では、通告に従いまして、町民皆水道。

飲料水不適地域住民の願いである安全・安心な飲料水は未だに夢なのか。くすプラン21 玖珠町第3次総合計画、水と緑の環境計画、上水道の整備で水需要の増加に対応するため安全で清浄な上水を間断なく安定して供給ができるように上水道施設の拡張工事を実施するとあるが、未だに上水道施設の拡張ができないのはなぜだろうか、町長に伺います。

○議長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 片山議員さんの質問に答えたいと思います。

先の6月の議会の諸般の報告の中でも述べさせていただきました。玖珠町の水道事業のあり方については、副町長を委員長にして、12名で構成する「玖珠町水道事業統合計画策定検討委員会」本年の6月に設置をしてところであります。そして、その中でいろんな検討をしていただくわけですが、検討委員会の方に玖珠町のこれからの10年間に向けての、水道はどういうふうにあらねばいかないか、それを諮問して検討してもらうということにしたわけであります。

検討内容につきましては、総務省の派遣アドバイザー、学識経験者であります。その方、それから大分県環境保全の環境主幹、それから大分県の薬剤師会の水質検査の方、そういう方たちをメンバーにいたしまして、概ね2ヶ年で基本構想を策定する計画にしております。その基本構想の内容を踏まえて、今後は上水道の施設、拡張について検討を考えていきたいと思っております。

要は、水道は、大変町民にとっては基本的な生活の一番基本的なものであらうと私も思っているところでもありますので、そういう面については十分考慮しながら、勿論財政的なものもありますので、そこらあたりも踏まえながら、より負担のかからない形の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

あとの詳しいことは、また担当の方から説明をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 町民皆水道、水道拡張は、平成6年6月議会で私がしまして、今日で15年目、20回目の一般質問であります。その質問は、最初のうちは、水がない、お金がない、第2次水道拡張工事が終了するまでだめだということでありました。その中で、私は町民の生命を預かる水道行政がなかなか前に進まないということに対して、危惧しております。

昨年の12月議会でこのような答弁がありました。独立採算制であるからには、儲からない事業はできないというのですね、水道を、上水道を希望する地域が100%希望しなければ工事をしないというようなことであります。本当にこれでいいんでしょうか。上水道関係がですね、全国的に普及率が今90%とかいう時代になってるわけですが、玖珠町はまだ簡水等を含めて70いくかいなかですね。そういうのもっと早くこれをやってほしいという願いでいっぱいであります。

今、80近くの人たちが10年待つと90、今、全国的に100歳以上が4万人以上おるそうですね。そのうち男性は6,000人ぐらいで、女性が長生きするということなんですが、女性がうらみたらしい私に言います。この前というよりも、4月に水道未普及地域の下綾垣地区で「だっ子へい子祭り」というのがありました。抱っこも這う子も皆集まってお祝いをしようじゃないかということに行きまして、そのとき、終わり間際にですね、10人ほどの主婦から捕まれまして、昔は若かったと思いますけど、「いつになったら水道は来るんか」「ああ、後藤町長に言った方が早いと思いますよ。後藤町長は若い女性の言うことはすぐ聞くわ」、まあこういう言い方をしたんですね。そしたらですね、今、台所も非常に近代的な設備をするようになったと、電子レンジとか夜間温水、そういうのが、水が悪いからできないというような話になりましてですね、「それは早くできるようにしたいと思っております。」とこう言ったわけですね。それで、上水道の拡張ができないのは八幡ばかりではありません。あとで大隈に住んでる秦議員もまた同じような質問するんじゃないかと思っておりますが、やはり水は命のもとといってですね、身体の3分の2、血液の83%が水でできているということであって、水がいかに大事かということでもあります。その辺をですね、何回も言ってるけど前に進まない。ただ、町長のお話では、ちょっと前に進んだというのですが、普通、汽車でいうと鈍行じゃなくてやっぱ新幹線並みに対応してほしいという願いが地域住民の願いであります。

現に、これは平成8年度水道未普及地域水質調査事業玖珠町説明書というのがあるんですが、これは、大分県保健環境部医務室生活課玖珠保健所から出たやつであります。これは確か後藤町長が県におるときに、いろいろ綾垣の小城、古後を水質検査したところ、75%が飲料不適ということであります。その原因は汚濁、汚染、それと水質不良ですね、大腸菌があるとか、そして鉄分が多いということで出たわけですが、そういう中で、その対応として、玖珠町飲料水給水施設事業補助というのができたわけです。ただですね、今年ある地域が、地域で個人で掘った、綾垣の人がボーリングしたところ、290メートルボーリングしました。そしてやっと安心して飲める水が出たと。その前に、この小規模飲料水である地域が6人で掘ったところ、同じく285掘ったということで、普通100メートルぐらし掘れば良い飲料水が出るんですが、もう300近くというふうになると、温泉が出る地域も出てくるんじゃないかと思うわけですが、そういう事情を勘案してですね、早く上水道を各地域に、また、上水道ができなければ簡水給水等で、安心して暮らせる地域づくりに協力してほしいという願いが地域の皆さんの願いであります。

そこで水道課長にお聞きしたいんですが、水道課長になったばかりでよろしく申し上げます。全国水道週間というのが毎回毎年あるんですけど、ご存知ですかお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） お答えしたいと思います。

私も4月に来て、4月早々、最初の6月1日から1週間が水道週間と思っております。その週間の行事としましては、目的ですが、普及率の向上とか節水の呼びかけ、それからイベントの推進等を目的に水道週間が設けられていると思っております。

玖珠町につきましては、イベントではないんですが、水道週間の横断幕を庁舎の2階に掲示しております。それから各公的な施設にポスターの掲示、それから町報くすですかね、に掲載をしていると思います。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 水道週間は全国的に6月1日から1週間、7日まで毎年やってるんですが、これは、健康で文化的な町民生活を営むうえで水道が不可欠ということで、「水こそ命」ということで水道週間が始まっております。今課長が言いましたように、水道の普及率向上と計画的な拡張事業の推進ということになっております。玖珠町も早くこの計画的な拡張事業ができますことを願っているところであります。

平成18年度水道週間での標語は、「安全とおいしさごくり水道水」ということでありますが、私は玖珠町は「不安全 いやいや飲んでる飲料水」とこういうふうに解釈しております。できるだけ早くお願いしたいと思います。もう答えが出ましたので前向きに検討していただくということで、次に入らせていただきます。

次は、青少年健全育成について。

家庭、学校、地域等で青少年による犯罪、非行が新聞等で報道されているが、玖珠町の青少年による犯罪と非行防止について伺います。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。私からは、青少年の健全育成の取り組みに対する基本的な姿勢についてお答えをいたします。

次代を担う青少年の健全育成、これにつきましては、父母、それからまた家庭のみならず、地域社会、国民全ての願いでございます。しかし、近年、全国的に非行や不適応犯罪行動、増加傾向にあります。玖珠町におきましても、いじめ、非行、問題行動の事例が見られますことは、前々から議員ご指摘のとおりでございまして、教育委員会といたしましても、大変苦慮をしているところでございます。

これに対しまして、各学校では勿論でございますけれども、一般の方々、PTA組織、あるいは補導員、それから民生委員の方々、警察署、そして健全育成協議会など、町民各位のご協力を得まして、また、連携をしながら取り組んできているところでございますけれども、しかし、その要因が、子どもを取り巻く環境、現代の複雑な社会的な背景にあることとございまして、なかなか後を絶たないと

いう状況にあります。

近年の子どもを取り巻く社会的な背景といたしましては、幾つか上げることができると思いますが、まず1つ、少子化あるいは核家族化によって、親の子どもに対する対応、いうなら過保護、それから過干渉、溺愛等が増加をしたこと、2つ目といたしまして、両親の就労機会の増加でございますが、それに合わせて、また、個人の自主性を尊重する風潮、これらによりまして、子どもに対する不干渉や放任傾向が増加をしているということでございます。3つ目に、いわゆる地域コミュニティの崩壊でございますが、従来の地域住民同士は連帯感が強くありましたけれども、これが希薄化して、地域の子どもの関わりとか愛着、あるいは温かく見守ってやる姿勢などがなくなっておるといわれております。こういうことが、いわゆる地域の、あるいは家庭の教育力の低下等をよんでいることは議員さんご承知のとおりでございます。

この地域や家庭の教育力の低下、これをもたらした背景でございますけれども、これは、昭和30年代に始まった高度成長経済政策の、いうなら負の遺産といわれるものでございまして、例えば心より物、物よりお金の形容に代表されるような、結果的に物質的な豊かさの追求に、心の豊かさがついていけなかったつけであるというふうにいわれておりますし、それが教育の、現在の教育の荒廃を招いたと、専門家の先生方が指摘をしているとおりでございます。

このような深刻な課題に対応するために、対処するために、平成18年、文科省の諮問機関でございます中央教育審議会の「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」は議論を重ねました。そして、最終的な報告書で、学校・家庭・地域の連携が必要であることを強調しております。一般的に問題行動が起きますと、その原因を、家庭あるいは地域は、学校や先生のせいにするのが一般的でございますし、学校につきましては、もう少し礼儀や社会的なマナーについて、家庭でしつけ教育があったらと内心思っておるのが一般でございます。しかし、なかなか保護者に対して面と向かってそのことを言いません。したがって、この議論はなかなか進まないのが現実であろうというふうに思っております。そのわけを端的に比喩的にいいますと、よくいわれるような、子どもが人質論、子どもの人質論、あるいは先生のプロ意識の不足であったり、こういうことであろうというふうに思うわけですが、いずれにしましても、今を生きる、今しかない大切な人格の形成期にある児童生徒、とりわけ中学生に対する手立て、対応は、日常的に実践をされていなければならないわけでございます。家庭は、親は、自分の責任を放棄をすることなく、先生は教育のプロであるということの自覚を持って、子どもと向かい合った教育をしなければならない。

先ほどの、文科省の諮問機関「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」も、次のように指摘しております。「家庭や地域の教育力が学校教育といかにリンクしていくかが課題となる。学校が地域教育の一主体として保護者や地域住民、団体と対等な共同関係をつくっていくことが、学校外の者に本格的な参加意欲を生じさせると考えられる。」そうっております。

子どもと家庭や地域の関わり、また、親と子どもの関わりがいかにあるべきか。これは我々大人の学習課題でございます。いわゆる社会教育の分野に属するわけですが、今後の取り組みとい

たしましては、PTAなど関係団体と連携を取りながら、各種の懇談会あるいは子育ての講座、それから講演会等の開設、あるいはまた、いろいろな事例に対する対応したケース、事例研究、あるいはまた、それぞれの家庭にお配りしたい家庭教育手帳の作成、これら社会教育の分野で取り組んでいきたいと思っております。取り組みを強化したいと。

最後に、「本当の学力をつける本」というのがございまして、その著者陰山英男教授でございますけれども、先生が強調する言葉がございます。皆さんご存知ですけれども、「早寝早起き朝ごはん」ですね、この生活習慣が各家庭ではどのように実践をされているでございましょう。夕飯や子どもとの会話、テレビ、携帯、それからインターネットの時間、あるいは宿題の時間、一日の活力の源でございます朝ごはん、これらの実態も早急に整理をして、活かしたいというふうに思っております。

本来家庭が担ってきました、基本的な生活習慣のあり方を問うこと、これが青少年の健全育成とともに、基礎学力の低迷が続く本町にとりまして、解決をしなければならない我々の重要な課題というふうに思っております。あくまで生活習慣と学力は表裏一体ということを再確認しながら、この取り組みを強化をしていきたいとそういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 教育長の答弁について、やっぱり親、地域、学校が一体となることが学力向上、非行防止につながるんじゃないかということですが、教育法の第1条の（目的）に、人格を形成する。これは道德教育になるんですが、当たり前のことを当たり前に実行できるよう教育する。そして、法に従う、最低の道德をつくるんだということが、ちょっと私なりに解釈したんですが、そういう、今、道德というとか何か古い昔の言葉に出てくるんですが、やっぱり人を人と思う優しい思いやりの心がある、いろんな面で向上していくんじゃないかと思っております。

特に、私は学校、小中学生、高校生も含むんですが、学校に行くといったら行かない不登校、不登校というのは、あとにならんとわからんわけですね。家を出て行くんですから。お父さんもお母さんも共稼ぎ、一旦子どもは間違いなく学校に行くんですけど、途中で上だけ脱いで、自転車で行く人もおるんですよ。そして何週間か経ってから、やっと学校でも「なんで来ないのかな」という問題が出てくる。暴力とか非行というのはすぐわかるんですがね、それで玖珠町の不登校についてわかりましたら教えていただきたいということです。件数ですね。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 片山議員さんのご質問にお答えします。

平成20年度の資料でございますけれども、不登校児童生徒数は19名という者が玖珠町にいるという数値でございます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 確か、不登校というのは、年間を通して30日以上学校に行かないのを不登校というんですが、この20年に19名というのは、この30日に該当するわけですか。

(○学校教育課長(穴本芳雄君)　そうです。)

○15番(片山博雅君)　わかりました。これ私が、ある地域にバイクで行ってたらですね、自転車に乗った子どもが2人おりました。中学生と思います。そして何かこうたむろしてるちゃおかしいんです学校、自転車の周りに座っておったもんですから、「君たち高校生、それとも働いてるの」と言ったら、黙ってもう向こうに行ってしまったんですよね。私も、捕まえる必要もないし、これは人相の悪いおっさんが来てから嫌なことを言ってるなあと思ったんですか、そういう具合に、今の子どもは身体も大きい、そして着てる服もいろいろ変わってるから、制服を着たりする子どもも今あんまりいなくなってきた、制帽もかぶらないという状況であります。そういう中で、私は、学校教育することながら、やはり地域挙げて青少年の教育をせにやいかんのじゃないかということでもあります。

それで、これからいろいろな面で青少年の健全育成ということに取り組んでいくわけですが、やはり校長先生の上に教育長がおるんですね、確か、流れ的には。教育長の言うことは、大体校長は誰でもいうこと聞けらしいんですが、今の校長先生はやっぱそのように従順な方がおるのか。昔は、先生は聖職ということですが、あるところでは、もう先生はサラリーマンだといわれてるのも事実なんです、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長(藤本勝美君)　本田教育長。

○教育長(本田昌巳君)　大変お答えをしにくいわけですが、私、昨年の12月の22日にこの職に就きまして以来、毎月定例の校長会がございます。それで、いじめの対応にしましても、あるいは学力の向上にしましても、もう毎回、私自身の教育行政の立場から、先生方に意見を述べております。確かに、例えばある学校で不登校が続いておると、あるいはまた、学校が荒れておると、玖珠署のお世話になったと、いろいろあるわけですが、特にいじめ問題等の場合には、初期の対応が良くないと大きくなる。それからまた、いろいろ考え方はあるかと思いますが、必ず学校が荒れる場合には、いじめ等の場合には、いじめる側といじめられる側、加害者と被害者的な立場に関係がありますよね。容易いその2つの対応なんですけれども、一番容易いのは、少ない方の、いじめる側に立つ人間を排除すれば簡単なんです、その場は。ところが、それは本質的な解決にならないというのが我々の立場でなければならないというふうに私は思っておりますので、できるだけ、なぜその子がそういう立場までに追い込まれたか、こういうことを中心に、校長先生に今はお願いをしております。しかし、初期の、初動の動きが悪い場合には、かなり大きく発展をします。今回の事例でも、初めの対応があまり良くなかったのではなかろうかと。

校長先生と教育長の関係でございますけれども、恐らく努力をすれば、皆さん言うことを聞いていただけるとそういうふうに思っておりますし、校長先生、教頭先生、それからまた一般の先生等パイプが詰まらないようにするのも、我々教育行政大きな責任と思っておりますので、ご指摘の点につきましても、今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(藤本勝美君)　15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 確かにそのとおりですね、やっぱ学校と教育委員会、この太いパイプ、それとまたそれを支える家庭、そして地域、これが一丸とならなければいい学校運営はできないと思っています。よろしくお願いいたします。

次に、公衆便所についてであります。

玖珠町の公衆便所不足は町内外から苦情が多い。玖珠河川敷周辺について検討中と答弁したが、まだ検討中なのだろうかお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 端的に申しますと、検討中でございますが、河川敷トイレの設置につきましては、片山議員さんより何度もご提言はいただいておりますが、私4月にまいりましたけど、それ以前からも承知をいたしておるところでございます。

平成15年度にトイレの基本設計を行いまして、県土木事務所と協議をしましたけど、河川敷内のトイレの設置は許可できないというようなことで、これも報告しておることと思いますが、河川敷外の周辺に設置できないかということで、農協の隣接とか国道残地、数箇所の候補地を検討してるということもご承知いただいていることかなと思っております。また、私が丁度建設課にいましたときにも、協心橋の架け替え等で、塚脇側の方で、残地といいますか用地がございましたので、県の方にも話しまして、水道とか電気設備をもしもということで引っ張っておる経緯もありましたけど、ちょっと離れますということで、そこはおじゃんになった経緯もございます。

現在、町道長刈線の拡幅工事が行われるということでございますので、何箇所か町長の方も気にかけていただいておりますが、指示はいただいておりますが、状況を見ながら、設置を前提に進めていきたいということで考えております。

それから、以前農協を使っていたんですが、片山議員さんからもご質問の中でありましたけど、それもちょっと7月から、担当係長の方が農協の方に行きまして、極端に言いましたら、外から入って中はもうカギをかけて、幾分かでもというようなことでもできるかというようなことで、ちょっと今アプローチをしているところでございます。

非常に長い期間であれなんですが、検討しているということは、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 公衆トイレにつきまして、平成6年の9月議会で質問しましたので、丁度15年になります。ずっと検討中、検討中ということを知って、また検討中じゃないかなと思ったんですが、長刈線の拡張があるということで、是非実現していただきたいと思っております。これはですね、各課の課長が、答弁する人が変わってくるんですね。ちょっと紹介します。

平成6年9月議会、これは企画商工課長が答弁しております。そして平成12年の12月議会、生涯学習課長が答弁しております。平成14年3月議会、保健福祉課長が答弁しております。平成17年3月、生涯学習課長が答弁しております。平成18年6月、社会教育課長が答弁しております。今日もそ

うですね。これはいろいろあると思います。河川敷使用する場合は、教育委員会ですかね、あれ管理するのは。それで、河川敷内に公衆便所はできない、当然できないんです。造ろうと思ったら金がかかるだけのことで、できない。これ何回やってもできないんです。それで、福祉関係でやる場合は、福祉課長担当の方にいったり、町道の横になってくると建設課じゃないかと思ったり、この対応がまちまちであるということはもう事実であります。

それとですね、農協さんの話も出たんですが、最初、農協も前向きに「どんどん使ってください」と言っていたんですね。農協さんも、清流さんも、名前出していいのかな、何とかさんも、どんどん使ってくれと言ったんですが、一番最初に閉めたのは農協さんですよ。なぜかと、あの裏の方にもあるんですが、そこも使えないということで、あれを利用してる皆さんは、園田さんとかあちらさんとかに行行って使用してる。また、農協さんのことを考えると理解できるんですね。まず水を使う、上水道、トイレトペーパーを使う、便所の清掃を次の日する、そして年に1回の汲み取りをせにゃいかん、金のかかるばかりで、「何で玖珠がせないんか」と、前の農協の人から言われたことがあります。そういうところを踏まえてですね、今回の長匆線を拡張にて、できるだけ早いというのと、もう1つ、一般質問をするからには、それなりの対応がいるわけですね。それで、私は、一番理想は、もう豪華な公衆便所がほしいということなんですが、公衆便所の一番良いのは北海道の旭川市であります。ここの便所はもう入ると、センサーでメロディが流れてきて冷暖房完備、もう昔の話ですけど、今はどうなったんでしょうかね。そういうのがあるんですけども、やはりウォーキング場なんか簡易トイレを3つぐらしトレーラーに乗せて、「水が出るぞ」といったら引っ張り上げるとかですれば、まず当初の不自由してる方にそれなりの対応ができるんじゃないかと。そして1万人、一番多いときは3万人ですね、あそこの河川敷に集まったときは。それはそのときに、また多くの仮設トイレを設置するというような形になりますけど、いずれにしても、出るものは拒ばまないというか、もうところ構わずやっぱり出たくなるということで、そういうのを踏まえてですね、早急な対応、それと、どこか担当課が1つになって、その公衆便所早期実現課というのをつくっていただきたいということです。

この件についてお聞きしまして、本日の質問を終わります。どこになりますかね、この…。

○議長（藤本勝美君） 15番。

○15番（片山博雅君） 急に言われても困りますのでというような顔をしておりますので、早急にその対策課をつくっていただきたい。そうすることによって、長匆線拡張に伴って公衆便所が実現できるんじゃないかと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅議員の質問を終わります。

ここで3時5分まで休憩いたしたいと思います。30分間休憩いたします。

午後2時37分 休憩

△

午後3時04分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、12番秦 時雄君。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦です。今日は4項目、水道行政、予防医療、それに介護支援ボランティア制度、そして小中学校の校庭や公園の芝生化の推進ということで、4つ質問させていただきます。

それで、水道行政につきましては、先ほど片山議員よりですね、質問がありました。今日の質問で20回目という、非常に記念すべき水道行政の質問だったと思います。私は平成15年に議員になりまして、確か6月議会のときに片山議員の水道行政の質問を初めて聞きまして、それより今日で9回か10回目だとそのようになります。私も、今までの平成15年6月議会からの片山議員の水道行政に対する議事録は、つぶさに一応眼を通して今日の質問に臨んでおります。

言うまでもなく、この水道事業の使命、これはもう将来にわたって安全な水を、上質な水をその水道水を安定的に供給する。続けていくということがですね、これが基本でありますし、平成5年に、この玖珠町は第2次の拡張計画ということで、17年にそれが終わったわけでありますけども、総額で24億円この事業費をかけてやったということであります。その中で、私たち議員が、地元の町民の方々からですね、国道210号線を挟んで向こう側には水道管が通ってるじゃないか、ちょこっとこちに管を引いてね、通せることはできないかと、そういう声もたくさんお聞きしましたし、そのために水道課の方に行きまして「できないか」、「これはちゃんと計算されたものである。水量を全部計算されたものであるからそれはできません」ということでありますし、また、八幡地区は片山議員がずっとご質問されてきましたので、大隈地区に限りまして、大隈地区の簡易水道組合がありますけども、これはやはり誰もかれもというですね、入るわけにいきません。やっぱりちゃんとした制限がありますしですね。そしてまた、それに入りきれなかった方が、井戸を掘って、そしてそれを飲料水として使用してるわけでございますし、そのことは、非常に水質が悪くて金けが強い。非常に、早くいえば劣悪な水質で、それを飲み続けていかなければならん。これは前も町長がおっしゃったこともありますし、実にそのとおりだと思います。

そういう中で、水道行政というのがこれでいいのかと、町民に安全な水を供給し、それを飲んでいただく、これがですね、これは行政の本当に基本中の基本だと思うんですね。それが今日までなされなかった。これはいろんな事情がありますけれども、未だにそれができてないというですね、ということで、何とかその地元の地域の方々の思いというのはですね、一刻も早く水道管を引いて布設しまして、安全な水を飲ませてほしいというのが、本当に地元の方の声でございますので、そこらをよく行政の方々は耳に入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでですね、先ほど町長から片山議員に対しての答弁がございました。それで、2ヶ年で基本計画を策定してですね、そしてその上水道の拡張をしていくという答弁でございましたけども、これは6月には委員会を立ち上げて、検討委員会を立ち上げてやってるということでございますけども、こ

これから策定をし、拡張をしていく、もう1つですね、強い強いまあ町長の確信ある答弁をですね、これやっていかにゃならん、絶対やっていきます、そういう答弁がほしいわけですね。でないと、なかなかですね、今策定していてなかなか難しい、やっていくと、水道は、水道の拡張をやっていくといつてもですね、最終的にちょっと難しいということでもいけませんし、また、第2次拡張事業によるですね、まだ企業債の償還というのが、この償還高が8億円ぐらい約残っております。それもどんだんだんだん順次償還していかななくてはならないというですね、非常に厳しい状況もあることは確かでありますけども、確かに先ほど言ったように、これは人間が生きていく中で基本中の基本のですね、飲料水のことでございますので、そこら辺をよくお考えをいただいて、確信あるですね、町長は絶対やっていくという、そういう答弁をいただきたいんです。

○議長（藤本勝美君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 秦議員に対しての回答をさせていただきます。

先ほど片山議員にもお答えいたしました、要は、計画の当初の計画は1万という容量で、水道管がもう全部布設を終わっておるわけでありまして。そういう中で、いわばその枠外に出す場合には、この水が本当にそれでもまだ水圧が下がらないで配達ができるのか、配給ができるのか、そういうことも考えなければなりませんので、専門家を入れて、どういうふうにすれば一番効率的で効果が上がるのか、それを検討してもらっておるわけでありまして。要は、水はある程度の水はあるわけですが、要は管の大きさで、配達の末端のところからまた再度延ばすのに可能かどうかというようなことがあるわけですね。

それから、効率的なものを考えたときに、1つは大隈地区を考えたときに、道路よりも右側は、尾籠の一带から、いわば万年山水系の水で、結構良い水を皆さん方それぞれ小さな集落で確保しておるわけでありまして。左側の210号線より左側は、確かに下は砂地でありまして、赤茶けた水を飲んで。私はもう大変気の毒だなと、それはもう歩いてみてそういうふうになにに思っております。だから、これも解決するためには、当然その水を、いわば深井戸方式が良いのか、ある程度その場所で深く掘れば、掘って良い水が確保できるのか、そういうことも含めてこれから検討しなきゃならないと思っておるわけですね。とにかく水の問題は議員がご指摘のとおりであります。大変日常生活の一番基本であると思っておりますので、そこらあたりも含めて検討はしていきたいと思っております。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 是非ですね、実現をしていただきたい。

それでですね、平成20年の3月議会のときに、当時の水道課長から答弁の中に、厚生労働省から、その簡易水道事業統合計画策定ということで、本年度中にその計画を策定して、各自治体の水道事業のですね、この事業をどういうふうに進めたいかと、そういうものを作成して出ささいという、そういうことをいわれておりましたですね、そのことと、今、玖珠町がですね、先ほど町長が言われた2ヶ年で基本計画を策定して上水道拡張を行っていくというその2つの件は、それぞれ別々の

ものなんでしょうか、厚生労働省がそういった簡易水道事業統合計画、その計画を出しなさいというですね、この事業の1つの一環なのか、同じような事業のものなのか、そういう計画なのか、そこ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） お答えします。

統合計画につきましては、当初、議員さん言われたように、21年度末で策定ということで決定をいたしておりましたが、全国的、県下でも策定状況が若干遅れているということで、22年度末までということ、玖珠町としては解釈してます。町長の答弁の中で、概ね2ヶ年をとということでありましたが、そこら辺の捉え方と思っております。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） この簡易水道の事業の統合計画の中身を見ますとですね、上水道と簡易水道、そして、その水道施設ですかねその、それを1つに統合するという中身になっておるんですけどですね、要するに、統合して、その価格、水道料金を統一化というそうであるのかなという。それは中身を見た場合そういうふうになっておるんですね。そうすると、非常に地域で簡易水道を飲んでおられる方、上水道よりはるかに安い、地区で毎月の負担で水道代が支払われていると思うんですけどね、そこら辺の関係というのはどういうふうに、これから考えて、良いまとめ方をして、今後やっぱり町民が本当に、1つは拡張してもらわなきゃいかんということですね、そして水道料金に関してもですね、やっぱり統一化するというのは非常に厳しいもんがあるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺のことはどういうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） 統合の件につきましては、施設ですね、上水と簡水の施設の統合若しくは経営統合ということで統合の案が上がっております。今現在、玖珠町としましては、施設の統合というのは簡易水道と上水の統合というのは非常に厳しいところがあって、現在進めておるものは、経営的な統合をやっていこうと。で、上水、簡水同じ条件でということであります。

そうするとき、簡水につきましては、資産台帳の作成ということが義務付けられるので、今の条件では資産台帳を作成しておりませんので、そこら辺も経費的なものから結構かかるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） いずれにいたしましても、是非ともこの水道計画ですね、拡張計画、町長の任期の間に結論を出すくらいの勢いでやってもらわないとですね、本当にその地域の人が困っておるのでございますので、よろしく取組みをよろしくお願いしたいとそういうふうに思っております。

続きまして、予防医療についてでございます。

新型インフルエンザ対策、これは豚インフルエンザ対策ですかね、これに対して、先ほど宿利議員

から対策については、担当課長の方から答弁もありましたので、私からはですね、特に特定の病気を
持っておられる方、喘息や糖尿病、それらの持病のある人や妊婦、妊婦の方ですね、それらの方に対
して、どのくらい玖珠におられるかというその人員の掌握というのはできているのでしょうか。

そしてもう1つはですね、このワクチン、国では、12月の末頃から何かこういう特定の方たちに対
してワクチンを接種するというふうに伺っておりますけれども、ワクチンはこれあくまでも本人の希望
によって打つものなのか、そこら辺はどういうふうになっておるのでしょうかお願いします。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

基礎疾患のある方ということなんですが、実は今、基礎疾患に該当する疾患についてを、学会等で、
国の段階で検討中であるということで、昨日インフルエンザの新型のワクチンの緊急会議がございま
して出席した折にも、この疾患という固定した疾患名を提示していただけませんでしたので、私ども
はそれについてはちょっとお答えできませんが、議員さんがご心配してあられる妊婦さんですね、そ
れから、恐らく腎疾患等で透析をされてる方、それから呼吸器系の基本的な障害手帳等をお持ちの方
のことをお尋ねかと思いますが、その方に関しては、妊婦さんは年間、現在出生数が140から50の間
ですので、150前後ということになりますね。それから基礎疾患でいわゆる厚生医療受給者、人工透
析患者も含めてですが、その方と、それから呼吸器疾患で障害手帳をお持ちの方というと、現在74名
ほどそれには該当します。先ほど申しましたように、基礎疾患は未だ、まだ公表されておきませんの
で、そのあたりで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 今現在、新型インフルエンザについてはですね、非常に今安定しているとい
うか、患者数がぐうっとまだ伸びているのかちょっとわかりませんが、何かあまり報道されてない
ので、最近ですね、しかし、10月を基準に非常にこれ流行した場合ですね、いろんな対応をしてい
なくてはならないと思うんですけどもね、先ほど、私質問のときに一緒に質問をしましたけれども、
このこれらの今言われた妊婦の方とかそういった基礎疾患の方とかこういう方に対して、まあ優先順
位がね、とりあえずこの方々に接種されるということなんですけども、いざ流行した場合、流行の兆
しが始まった場合に、こういう方に対してのインフルエンザの予防接種というのはですね、これあく
までも自分の自由の意思で、もうしたくないといえはしないので済むことなんですか、そこら辺をして
もらいたいし、そしてもう1つ伺いたいのはですね、このインフルエンザの接種代金というのは結構
かかると思うんですけども、これは国の方はまだはっきりと、これは補助というか全額国が負担する
ということになっているのか、なっていないのか、無料で受けられるのか、あくまでもやっぱり自己負
担が要るのかということ、そこら辺を教えてください。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 昨日の話では、漸次ワクチンが出荷され次第、まずは医療関係者から、

それから次に妊婦さんと基礎疾患を有する方、そして次に健康な小児で1歳から就学前までの子ども達、そして健康な小学生、そして健康な高齢者ということに、順番がですね、ワクチンが出来次第であります。接種可能な状況に持ち込むということですが、現在はこのワクチンは自由意思です。任意接種ですから、ご自分で受けようと思う方が、希望したら優先的に受けられるという状況です。

接種料金に関しては、正確なことがまだ出てないんですが、7,8,000円かかるのではないかと聞いております。ただ、確実にその手数料等々というものではなくて、あくまでも接種に関する基本的なものの全てを含めた一律の料金でお示しできればという答弁でした。これは国も県も、それから町も今のところ助成はございません。任意で自己負担全額です。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 7,8,000円かかるということで、非常に接種をする方は大変な自己負担になるわけですが、これは、今先ほど言ったように、公費で全額これ賄うというんですね、そういうことも今、未定の中で進んでる状態なんじゃないかな。これ7,8,000円かかるとなるとですね、なかなかこれ、一般の方でも接種するというのはですね、非常に厳しいんじゃないかと私は思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 昨日の話の段階では、先ほど申し上げましたように、公費負担はございません。国も県も、今のところ町もございません。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 公費負担がないということでありますし、できましたら、こういった妊婦の方とか、基礎疾患のある方とか、そういう方とか、例えば低所得者の方ですね、75歳以上の方ですね、そういう方に対して、何らかの公費のですね、もしなかったとしたら、全額自己負担としたらですね、何らかの措置をとっていただきたいなと。これは答弁は要りません。私はそういうふうに希望しております。

続きまして、肺炎球菌のワクチンの公費助成の提案ということでございます。それで、皆さんご存知だと思いますけど、日本人の三大死因というのが、がんと心臓病と脳卒中、4番目が肺炎ということでございます。この肺炎で毎年10万人、つまり10人に1人が亡くなっているということでございます。その肺炎球菌から引き起こす主な病気は、肺炎や気管支炎などの呼吸器感染症をはじめ副鼻腔炎、中耳炎などがあり、高齢者や心臓、呼吸器の慢性疾患など基礎疾患を持った人が感染すると重篤化してしまう恐れがあるということでございます。

それで、今回の陳情の中にも、この肺炎球菌ワクチンの公費助成ということが陳情が上げられておまして、これ偶然私の質問と重なったわけですが、このワクチンは、1回接種すればこのワクチンは再接種する必要はないと、1回接種すれば、もうそれで十分であるということでございますし、これは高齢者の方に対して行えば、1回の接種で済むということであります。ただ、これ

は保険がきかない。全額自己負担、任意接種でありますので、1回の接種料金が8,000円もかかるといことでありますし、一般的には接種がなかなか難しいというのが、玖珠も同じ現状だろうと思います。

そこですね、非常に死亡の死因の中で肺炎が4番目を占めるということで、本町の高齢者の方がこういった肺炎で死亡される方というのは何人ぐらいおられるのか、そういう統計は出ていましたらそのデーターをですね、教えたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

平成19年の主要死因別死亡統計から、玖珠町における肺炎による死亡者という方が15名でございました。そのうち14名が高齢者ですが、感染症によるものと考えられる。というよりも、その感染症かどうかは不明で、診断書等を遡ってみないとわかりません関係で、統計上それは出ませんので、感染症によるものと考えられる方が約7名ほどです。うち、それが肺炎球菌によるものかどうかというのはわかりかねます。統計的にはそのようになっております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） この肺炎球菌ワクチンの、積極的に各自治体が公費の助成をしていった、そういった例が全国にもたくさんありますけれども、非常に、この肺炎を起こすと非常に1回の入院、この議会に出された陳情書の中でも、大体50万ぐらいかかる、1回ですね、その人が病気になって入院したりすると医療費が50万かかるということでもありますけれども、北海道の瀬棚町というところがあるんです、瀬棚町ですね、これは非常に小さい町でございますけれども、平成13年に、国内で初めて肺炎球菌ワクチンの接種の公費助成を始めた町でございます。疾病の予防対策を進めた結果ですね、国民1人当たりの医療費が、平成3年で北海道で1位だったんです、ここの町はですね、そして平成16年には182位と改善したということです。この肺炎球菌ワクチンを接種し始めたらですね。それで大変医療費の削減、北海道で1位だったのが、北海道で平成16年に182位とそういうふうになったということです。

また、長野県の波田町というのがあるんですけれども、ここの医療費の試算では、肺炎患者が入院すると、1人当たり86万円かかるんです。ということでもありますし、これは計算しますと、1人の人が入院しますと86万かかるわけですが、このワクチンどれだけ買えるのかというと、430人分ですね、ワクチンが助成される金額になるということでございます。

要するに、行政の財政負担は予防の方が圧倒的に軽いだけでなく、病気を防ぎ、本人や家族の暮らしを守ることができます。現在、肺炎球菌ワクチンの公費助成を行っているのは全国の88団体ということでございます。ワクチンの公費助成を行っている自治体は、ワクチンの対象者として75歳以上の方、そしてまた、75歳以下の方の、65歳から74歳の方で呼吸器などに慢性疾患があり、医者が必要と認めた方などにそれらの諸条件を決めて、この公費でワクチンを接種してるということでござい

すし、そういうことを思いますと、非常に医療費がですね、国保関係のその医療費というのが、こういった予防接種、予防を行うことによってぐっと少なくなるという、これは統計が実際にありますのでですね、本町も全額とはいえなくても、例えば半分とかそういう形で、こういった肺炎球菌ワクチンの接種のですね、こういった事業を始めていただきたいとは思っておるんですけども、そこら辺玖珠町の方はどういうふうを考えられておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） おっしゃるように、罹患してから治療するよりも、予防に勝るものはないわけございまして、それに関しては異論はございませんが、本年は、新型インフルエンザの関係で、通常のインフルエンザの予防接種の希望者が、もう既に病院内にかなり希望者が出てるということで、実際にワクチン製造は通年の80%しか製造してないんですけれど、国の段階でですね、そのような関係で、皆さん関心は高くなってます。肺炎を起こしちゃならないとか、重篤になったら困るんだということをご存知のようです。

それで、通常のインフルエンザに関しましては、対象者には個人負担1,000円で積極的に受診していただくと思っていますが、新型のインフルエンザに関するワクチンが今の段階でいきますと12月過ぎようかと思うんですが、その頃から、高齢者に対して随時希望者には打てるような体制を国・県と同時に、医師会等として体制を整えようとしてる折に、この肺炎球菌ワクチンとてもわかるんですが、混乱しかねないということがございます。今のところ、肺炎球菌ワクチンについてはなかなかまだ周知が徹底されておらず、病院の方でインフルエンザと同時に、同じ日にはできませんが、こういうものもございましてということを、先生方によってはお知らせにさせていただいてる場合もありますし、今後はこういうワクチンのことについても周知しながら、今年度は新型のインフル、あるいは通常のインフルの、同時に肺炎を起こしそうな原因菌になります、原因ウイルスとなりますようなものを、高齢者に対して周知徹底してまいりたいと思ってます。

この肺炎球菌に関しましては、今後も推移を見ながら、前向きに、次年度又は翌年の、どのような形で肺炎が蔓延しているかということをもた調査しながら、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 肺炎球菌ワクチンについては、このくらいにいたしたいと思いますけども、是非ですね、今後のそういった予防、これからやっぱり予防というのが一番重点を置くべき施策だと思いますので、是非ともこういったある程度の公費助成を行って、予防接種を行っていただきたいということでありますので、今後ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ヒブワクチンの公費助成の提案ということでございます。

このヒブワクチンということについて、本当にまだよく知られてないというのが現状であろうかと思ひまして、国内でのこのヒブワクチンが販売供給が開始されたのは、まだ1年、昨年の12月からということですね、聞いておりますけども、世界では既に100カ国以上この予防接種が行われてきており

ます。そして90カ国以上で国の定期予防接種に位置付けられておるということで、そういうことを考えますと、日本は非常にこの予防接種に関してですね、非常に後進国だとそういうふうに考えているわけですが、このヒブワクチンの「ヒブ」とは、インフルエンザ菌のb型ということですが、これは毎年冬に流行するインフルエンザとは異なり、菌と名が付くとおり、細菌にほかなりません。このヒブによって細菌性髄膜炎などを発症し、抵抗力を持たない乳幼児が命の危険にさらされているのが我が国の現状でございます。

国内では、細菌性髄膜炎で年間約1,000人の子どもが罹り、そのうち5%が亡くなり、4人に1人は後遺症に苦しんでいるとそういうふうにいわれております。この原因となる細菌は、約60%がヒブで、約30%が肺炎球菌であります。アメリカでは1987年にヒブワクチンが認可され、その後ヒブ感染症の罹患率は100分の1に減少し、どの国も定期接種を行っているということでございます。ヒブワクチンの後進国である日本では、現在、予防接種を受けるかどうかは各家庭の判断ということになっておりまして、その標準的な料金も7,000円から8,000円かかるということでございます。そしてそれも7,000円から8,000円1回接種するだけでかかって、それを4回打たなければならないとなりますと、3万円を超すという費用がかかります。その費用が高額なためにですね、接種費用に対する公的助成を行う自治体というのが増えてきております。それは執行部の皆さんもご存知だと思いますけれども、近年におきましてはですね、お隣の宮崎県清武町とか国富町、綾町、4市町村ですね、4市は昨年12月からヒブワクチンの公費助成を開始しておりまして、特に国富町のその担当者によりますとね、このヒブワクチンの接種というのは非常に効果が高いということで、このインフルエンザ菌b型これによって命を落としたり、また後遺症、髄膜炎などで後遺症が残る確率が高いとこういことで、是非ともですね、このヒブワクチンの公費助成も併せてですね、これは助成をしていただきたいと思っておるわけでございます。

それで、こういったインフルエンザ菌b型で感染されて例えば亡くなったり、後遺症がある子どもさんが町内におられるのかということのひとつ聞きたいんですけども、例え1人であってもですね、これはやっぱり子どもが1人の子どもについても、1人がいない、いないにしても、今後そういうこのインフルエンザ菌のb型にかかって亡くなったり、後遺症で苦しむ子どもができた場合、これは一生続くわけでありまして、100%そういうことをなくすというのがですね、もうそういう子どもさんをつくらないというのは、亡くなったり不幸な子どもにしないというのがやっぱり行政の大きな役目であり、大きな決意じゃないかと思うんですけども、1つは、質問は、町内にそういう方が実際にあったのか、そしてまた、今後、本町はそういった公費の助成をね、私は行っていただきたいと願っておりますけれども、玖珠町の場合ですね、どういうふうを考えられておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

ヒブにつきましては、髄膜炎を発症し、死亡したり知的障害を生じた、それから後遺症が残ってる人、子どもの数ということでしたが、実は、髄膜炎を起こしても、その原因菌が何であったかという

のの詳細が把握できかねますので、把握できません。また、そのような感染症で亡くなったという報告は受けておりませんので、今のところ把握できておりません。

また、ヒブワクチンそのものは、昨年、おっしゃるように、昨年の12月に日本でやっと任意接種ができるようになりました。ですから、皆さんがヒブといっても、何の話かわからない。また、インフルエンザであってウイルスではないという、とてもまだ周知が徹底されておりませんで、今ようやく健診等で、こういう予防接種もありますという、任意接種なんですけど、それをお知らせしてる段階ですので、今後、国・県の動向を見ながら、また県下でもそのようなところはまだございません、助成してるところはございませんので、動向を見ながら、ワクチンに対するまずはその周知徹底を図りたいと思ってます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 玖珠町内で生まれる子どもさんが150人か多くて160人ということであります。それで3万円を掛けますと、単純に掛けますと460万ということになりますですね。そのことを考えていただいてですね、やはりそういった非常にこれ8,000円もかかったら、なかなか打つことができないという若いお母さん方おられるんじゃないかと思いますので、全国的にそういったこのヒブワクチンに対するですね、認識がまだまだ低い、まだ知られてないという、本当に最近のことでございますけども、しかしこういった予防接種をすることによって殆ど抑えられるということでございますので、玖珠町にも、玖珠町も将来的に、全額とは言いませんけども、1回につき3,000円ぐらいの公費助成をいただいでですね、こういったワクチンを接種していただくように、そういう政策をとっていただきたいということでございますので、今後ともそういうことで検討していただきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、介護支援ボランティア制度の創設の提案でございます。

この介護ボランティア制度というのは、まだなかなか、日本の各自治体にはなかなか周知されてないこういった制度ではないかと思いますが、しかし、全国を見ますと、いろんな自治体がですね、この介護ボランティア制度を創設をいたしまして実施している自治体もございます。

これひとつ、介護ボランティア制度というのは、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入ということでございまして、介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業こういうことが、平成19年これを行うことが可能になったわけでございます。

この制度が行われるようになったその背景というのは、東京都の稲城市という市がございしますが、この稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を、介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区の要望を、平成18年に提出したことを契機に、厚生労働省は、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、これが地域支援事業交付金を活用し、こういう交付金を活用して、これは全国的に展開されるようになったということでございます。この東京

都の稲城市は平成19年9月からスタートいたしまして、試行的なモデル事業を経て、昨年の4月から稲城市介護支援ボランティア制度を本格的に実施しております。

この制度というのはどういうものか、これは元気な65歳以上の高齢者の、市の管理機関に登録を行って、その市内の、玖珠町であれば町内の介護保険施設、そして町が委託する地域支援事業、介護予防事業、そういったいろんなセンターなどにレクリエーションの指導をしたり、参加支援とか食堂内のいろんな配膳や、補助や外出、散歩、また持ち前の芸能などを披露しながら、話し合いになってあげたりする、これを施設職員と共に行うということでございます。

軽い補助的な活動を行うというものでありまして、ボランティア活動を行った人に対しては、2時間ボランティア活動をすれば10ポイント与えて、そして1年間最大上限が5,000ポイントとして、年間5,000円を交付するということですね、それに対してですね、5,000円をですね。これは先ほどいったように、地域支援事業交付金これを活用、この中からできるということになっておるようでございますし、各自治体によってはいろんな取り組みがありまして、2時間して10ポイントですから5,000円、5,000ポイントでございます。それ以上は、それ以上の支給はないということです。この大きな目当てというのが、これはやっぱり高齢者がその活動を通じて社会参加や地域貢献ができる、また、高齢者が自分自身の健康増進にも図ることにつながるということでございまして、いわゆる介護予防に役立つということで、都会でも、中央の都市部からこういう制度を始めてるところが多いようではございますけども、町もですね、割と小さい町もこの制度を取り入れているところがございます。あくまでも5,000ポイント5,000円を上限として、それにまたお金でなくして地域の商品券を渡したりして、そして高齢者が社会活動を行っていくというのが大きな目的でございますので、こういうことも非常にですね、玖珠町のこういった取り組みをやれば、その5,000ポイントが目的ではなくても、やっぱり張り合いがあるんじゃないかと私自身思っておるんですけども、こういう取り組みというのは、そのお考えというか、すぐ取り組みという問題ではございません。これをこういったボランティア制度を行った場合にはですね、良い面も悪い面もあろうかと思っておりますけども、そういうことを踏まえて、課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

介護支援のボランティアに関してはいろいろなお考えがあろうかと思いますが、この交付金等のポイント制を導入した市の、先に先行して行っているところの市で、ちなみにその参加された方々のアンケート調査がございます。それによりますと、「参加者が生きがいにつながった」、それから「ポイントで交付金等を交換してもらえるので良い」という意見もありますが、反対に「ボランティアに金銭が絡むことに抵抗があります」、それから「リーダーの選出に苦慮しております」それから「1つの考えかと思いますが、物や金がなければやらない市民を行政から率先してつくらないでほしい」という意見もございました。

ですから、私どもはこういう意見もありますが、玖珠町としては、現在、介護支援の地域支援事業

としまして取り組んでるものに幾つかございます。それは、1つは認知症のサポーター事業といいまして、既に養成してサポーターを450名ほどおられるんですが、その方たちには、研修により資格を得たキャラバンメイトという有資格者、勿論うちの職員も含んでるんですが、その者たちが一般の方に講義をすることによって、オレンジリングといってリングのオレンジのリングが、それが全国版のサポーターということになるんですが、そういう運動体を通して、隣りの人に声かけをしたり、少しものが聞こえないとか、それから出かけるのは苦手とか、そういう方たちに手を差し伸べようではないかという運動体です。これを随時行っております。

もう1つは、ボランティアリーダーの養成と地域ミニデイサービスです。これは何度もご説明しておりますが、社会福祉協議会とボランティアになられるリーダーの方を年間養成させていただいて、その方たちが本当にボランティアで受けていただくんです。その養成の過程で、講師なりそれから視察なりする過程で、予算が必要な場合は、必要なものがございます。それにつきましては、社会福祉協議会に事業委託としてお願いしております。そのお陰で、ミニデイサービスは、現在20箇所以上、23箇所ぐらい増えております。

で、議員おっしゃるレクリエーション等も、地域に行つてレクリエーションを行うという方々、別にレクリエーションボランティアというのがございます。その方たちも、それは役所の方で、役場の方で随時募集して、レクリエーションの得意な方、また、皆とするならではないかと思う方々のそういうサークルの方々と、年に数回の研修等で持ち駒といいますか、皆さんにお見せできるレクリエーションの種類を増やすということで今、取り組んでおるところでございます。

そのほか、議員おっしゃるポイント制に近い形としましては、有償の形で社会福祉協議会に委託事業として、軽度生活援助事業というのがございます。それは、食材の買出しとか、寝具の洗濯、それから草刈、それからお掃除などを行う家事援助の分なんですけど、これはポイント制というより、その受けられる方とそれをして差し上げる方で、それぞれにお互いに了承のうえで、1回1,300円の負担をいただいて、お互いにこの辺をお掃除してもらいたい、1,300円的生活援助ですねという形でしていただいている事業がございます。

このような形で現在介護支援ボランティアを行っておりますので、この制度としてそのポイント制で何かをして、それを交付金と交換の形でお金を差し上げるという形は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 確かに今課長が言われたようにですね、お金をいただく、そういうご批判もあるのは私も承知しておりますし、しかしながら、またこの制度は非常にですね、非常に良いということですね、張り合いができる、5,000円と少額でありますけどもね、そういう方を通じて自分がボランティア活動に地域貢献できるということですね、非常にこの制度がまあ非常に良いというね、方もたくさんおられます。

本町は、今課長が言われたように、いろんな事業をやりながらそういうことも行っているんで、今

のどこ必要ないということでもありますね。

これから、まあ私は1つの提案としてですね、そういう交付金事業、そういう交付金でもってやってもいいですよという国のこういった施策もあるわけですからですね、こういうのを活用していても私は良い制度じゃないかと思っておりますので、今回も質問させていただいたわけでございますけども、今後また研究をしていただきたい。この制度はまだまだ始まったばかりという自治体が多いわけでございますけども、そういう面では、また良いとこいろいろ検討していただいて、これからそういうふうに検討していただきたいなとそういうふうに思っております。

それで、次に芝生化、小学校、幼稚園、中学校校庭、グラウンドの芝生化についてでございますけども、これについてですね、今、殆どグラウンドというのは小学校のグラウンド、土、丸裸といいますかね、そういう状態でありますので、それが良いのか、本当はやっぱり芝生が、芝生で全グラウンドをですね、小学校のグラウンドなんか芝生化させたが良いのか、そこら辺、教育長の見解というのはどういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

そうですね、まだ具体的に学校現場とは、いずれこの件につきましては協議しなければならないと思っておりますけれども、確かに土の大切さもよく理解をしておりますし、運動場の広さ、それから、これ必ず維持管理もつきまとうわけでございますのでね、それからまた費用対効果、これニューディールの政策の一環でございまして、ほかにも、国が文科学省が提唱したこの事業の中には太陽光の発電、あるいは21世紀にふさわしい教育の施設整備ということで、1人1台コンピューターそういうメニューがあったわけで、我々としましては、このことよりも先にコンピューターあるいは太陽光等取り組んだわけでございまして、このことにつきましては、今の財源不足の中で喫緊の事業ではないというふうに判断をしたわけでございます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 芝生というと非常に料金が、大変な維持管理費用がかかるというのが通説でありますけども、鳥取方式というのがありましてですね、これは鳥取の方で提唱されて、今、全国的にこの芝生化に取り組んでいる自治体というのが結構多いようでございまして、この鳥取方式というのは、サッカー場などで用いられているこの芝生を、ティフトン芝というですって、これ、ティフトン芝というですね、これは非常に育成繁殖力がすごいらしくて、1平方メートル当たりですね、要するに、1つのポットでただ植えて生育させるんです。そして平方メートル当たり、苗をですね、4つほど植えていくんですね。それをずっと全面にしますと、大体6月頃、全面にかけてポットの苗を移植しますと、9月中旬には全面に芝生ができるというやり方ですね、これは苗と肥料が、肥料の材料費が1平方メートル当たり100円で済む、100円。普通何千円かかるんじゃないでしょうか、1平米ですね。それでこれは非常に安いということですね、そしてまた、芝生を植えて、水遣りからいろんなことを専門家に任せる必要も全くなくて、一番問題が、除草剤とか農薬とか全く必要ない。そ

いうやり方であります。これは鳥取方式といって、非常に有名なこれは方式でありまして、先ほど言ったように、各166の、まだまだ最近取り組みまれてきたことでもありますのでですね、これを芝生化に取り組んでいる自治体、学校とかそういった小学校、中学校というのはまだまだ少ないんですけどもね、

○議長（藤本勝美君） 残り3分です。

○12番（秦 時雄君） 非常に維持管理がかからない、そういう芝の芝生化でございます。

それで先ほど言ったように、宿利議員からですね、あのホッケー場の下のあれも利用できるよという案がありましたけどですね、これを使えば本当に簡単に安くできるんです、安く。それで、できましたら、財政上ですね、もしやるんだったらこれを、この方式で鳥取方式を使ってですね、芝生化に取り組んだら非常に安く芝生化ができる。あとの維持管理もですね、水遣りと、もう水遣りだけありますしですね、それでできるという。これはもう実証された芝生化のこういったやり方ありますので、研究させていただきたいなど。うちの党もこれは非常に推進しているわけございまして、あとの手間が全くかからないということでございます。これはもう答弁は結構でございますので、一応勉強していただいて、良かったら手始めに1校ぐらい、1校とか、一番どこかの公園とかですね、どこか手始めにやってみられたらどうでしょうか。これは子ども達と親と一緒にやれる、そういった芝生化の事業でありますので、そこんところちょっと最後に教育長に聞きます。

○議長（藤本勝美君） 端的に答弁してください。

○教育長（本田昌巳君） 先ほど申しましたとおり、議員さんご指摘のとおり、調査研究をさせていただきます。試験的な芝生の設置につきましては、また学校長と相談をしてみたいと思います。

以上です。

○12番（秦 時雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 12番秦 時雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日16日と17日は議案考案のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日16日と17日は議案考察のため休会することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後4時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月15日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員